

# 境町国土強靱化地域計画

令和 2（2020）年 3 月  
境 町

# 目次

はじめに .....	1
1. 本計画策定の背景と目的.....	1
2. 本計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間と見直し.....	3
第1章 本町の現状と過去の災害 .....	4
1. 本町の現状.....	4
2. 本町における主な過去の災害 .....	8
第2章 境町国土強靱化地域計画の基本的な考え方.....	10
1. 本計画の基本理念.....	10
2. 本計画の基本目標.....	10
3. 本計画の対象とする災害.....	11
4. 本町における国土強靱化を進めるうえで特に配慮すべき事項 .....	12
第3章 脆弱性評価のためのリスクシナリオ設定.....	14
1. 脆弱性評価の考え方 .....	14
2. 脆弱性評価の実施.....	14
第4章 リスクシナリオから見た脆弱性評価.....	17
1. 人命の保護が最大限図られる .....	17
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	21
3. 必要不可欠な行政機能は確保する .....	25
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する .....	27
5. 経済活動の早期復旧を図る .....	27
6. ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る .....	29
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない .....	31
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備する .....	34
9. 脆弱性評価と今後に向けた視点.....	36
第5章 本町における国土強靱化の推進方針と見直し .....	37
1. 施策分野の推進方針 .....	37
2. 他計画の見直し .....	52
3. 施策の推進と重点化.....	52

## 付属資料（別冊）

施策分野の推進方針に基づく主な取組み・事業と目標値

## はじめに

### 1. 本計画策定の背景と目的

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、戦後日本の災害として初めて、死者が 1 万人を超える未曾有のものであった。この経験は、不測の事態に対する日本の社会・経済システムの脆弱性を明らかにするとともに、今後発生が想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが、国・都道府県・市区町村の重要な政策課題であることを認識させることとなった。

こうした状況を背景として、国においては、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 (2013) 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」という。)を制定した。その後、国土強靱化基本法第 10 条に基づき、平成 26 (2014) 年 6 月に「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」という。)が閣議決定され、平成 30 (2018) 年 12 月には基本計画の見直しが行われている。また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を踏まえ、同年 12 月には「水防災意識社会 再構築ビジョン」(国土交通省)が策定され、すべての国直轄河川とその沿川市町村(109 水系、730 市町村)において、一体的・計画的な減災対策が進められている。

茨城県においても、国の基本計画との調和を図りながら、県内市町村や関係機関相互の連携の下、茨城県の強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成 29 (2017) 年 2 月に「茨城県国土強靱化計画」(以下、「県計画」という。)が策定されている。

本町でも平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、死者 1 名、負傷者 3 名という甚大な人的被害が発生したことは記憶に新しい。したがって、災害時においても町民の生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が求められているといえるであろう。こうした状況を反映して、「第 6 次境町総合計画」(計画期間：平成 31 (2019) 年～令和 12 (2030) 年)では、「安心」・「多様性」・「最先端」をまちづくりの基本理念に据え、「災害に強く、子どもからお年寄りまで健康で安全に暮らせるまちづくり」を重点政策のひとつとして、災害に強いまちづくりの推進に取り組んでいる。

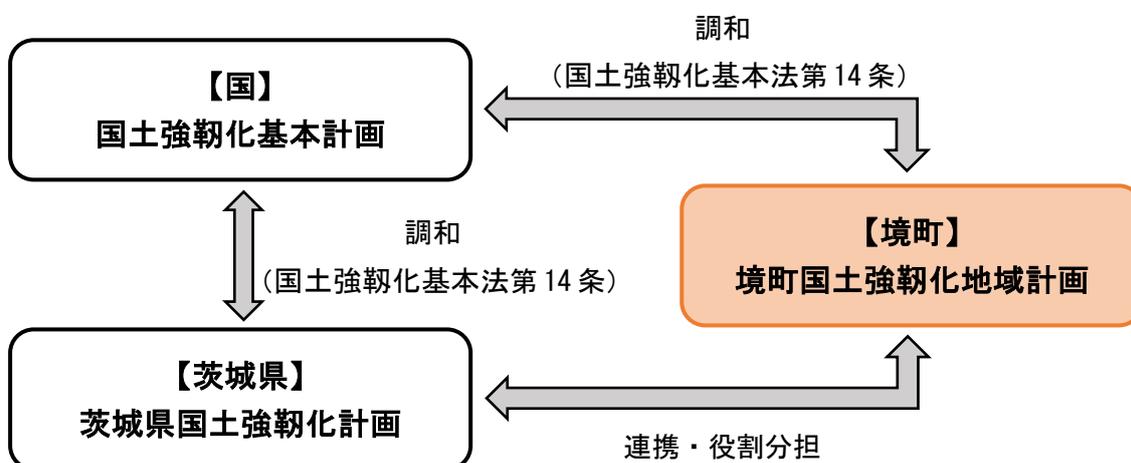
そこで、今後も大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避するとともに、商工業や農業、観光などをはじめとする地域経済への影響を最小化するための施策を計画的に推進することを目的として、国の基本計画及び県計画との調和・役割分担を図りながら、「境町国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものである。

## 2. 本計画の位置づけ

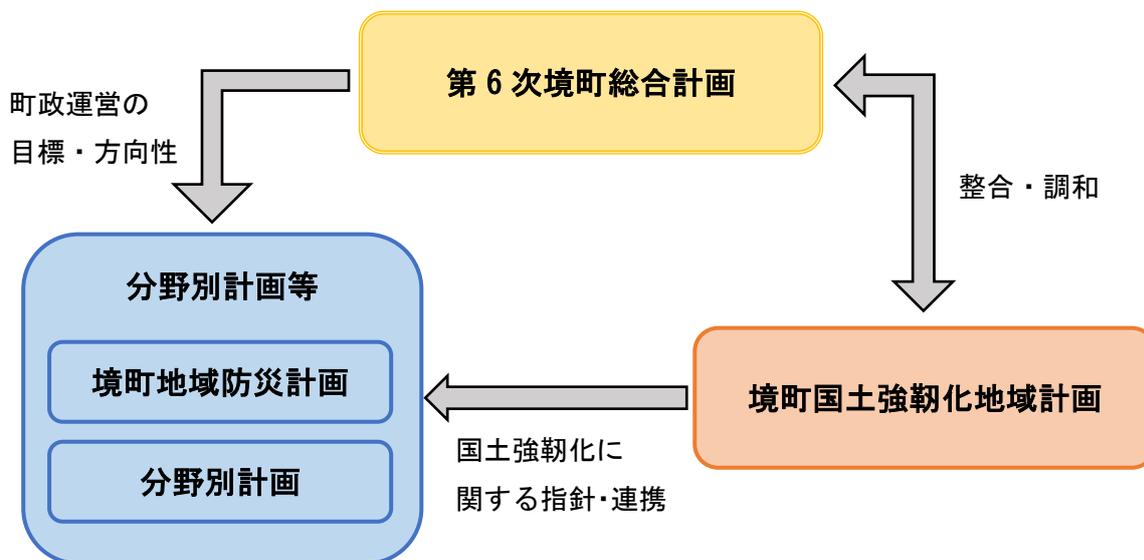
本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づけられるものである。

また、県計画が、本町を包含する県内全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との連携・役割分担を図るとともに、「第6次境町総合計画」や「境町地域防災計画」等と連携して、国土強靱化に関して、本町におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものである。

### 《基本計画及び県計画との関係》

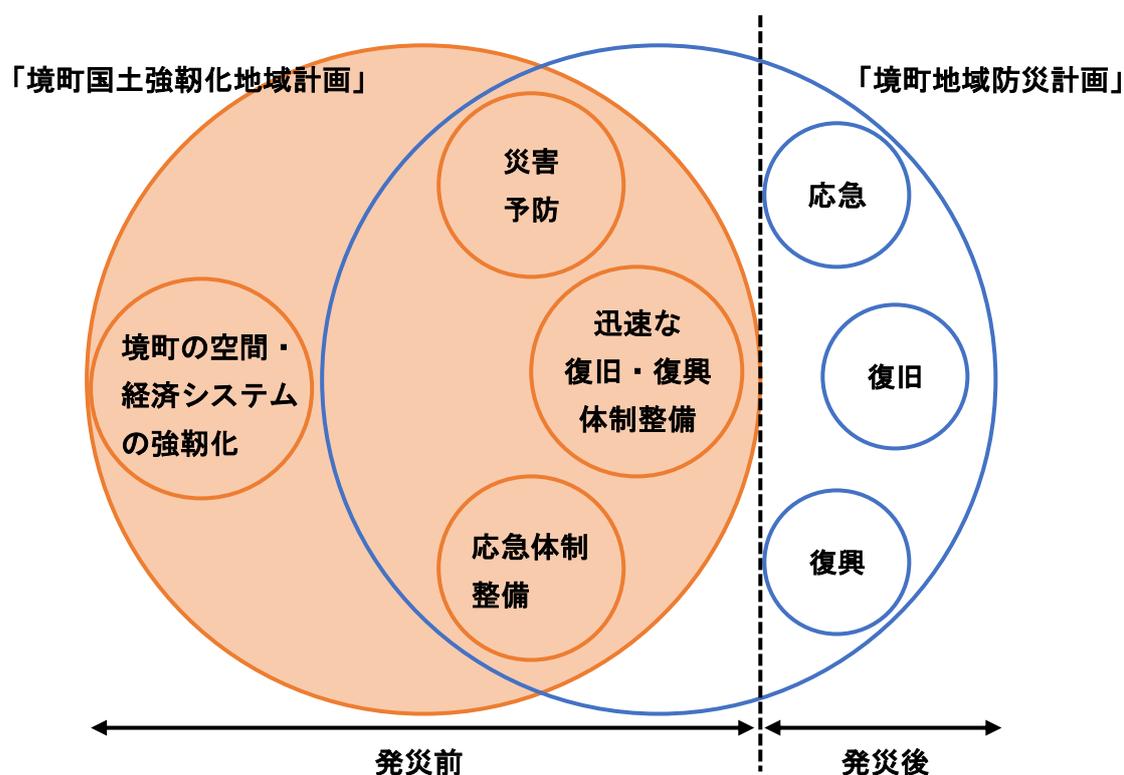


### 《本町における他の計画等との関係》



### 「地域防災計画との役割分担」

	境町国土強靱化地域計画	境町地域防災計画
検討アプローチ	想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	有	なし



### 3. 計画期間と見直し

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5年間の計画期間とし、5年ごとに見直しを行う。ただし、計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとする。



## 第1章 本町の現状と過去の災害

### 1. 本町の現状

#### (1) 位置的な特性

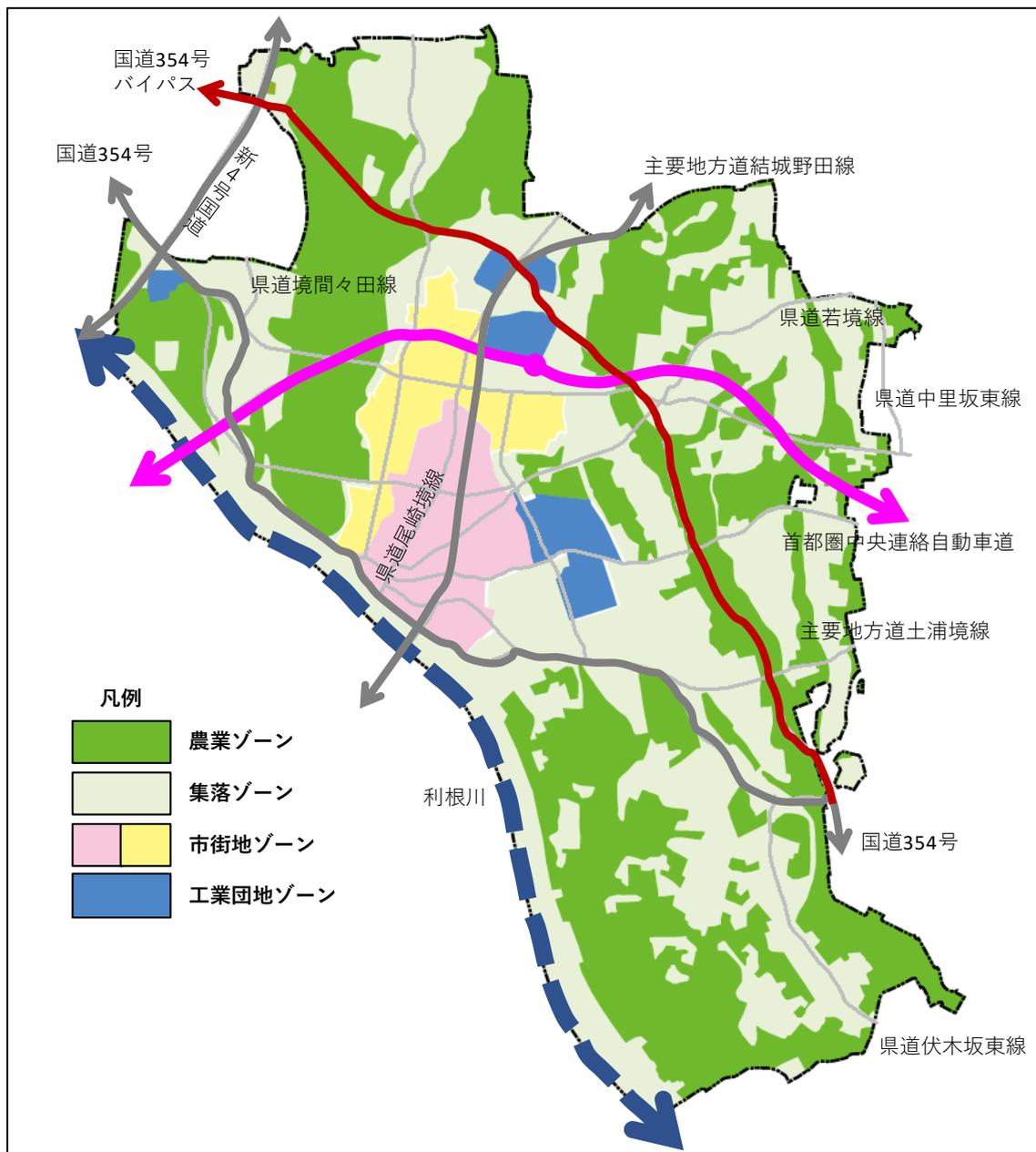
本町は関東平野のほぼ中央、首都 50 キロメートル圏内にあり、茨城県の南西部、県庁所在地の水戸市まで約 70 キロメートルに位置している。面積は、46.59 平方キロメートルであり、町の南西部を利根川が流れ、その利根川をはさんで千葉県に面している。また、周囲は古河市、坂東市、五霞町、千葉県野田市に隣接している。

#### 《本町の位置》



出典：境町第6次総合計画

## 《本町の地理的特性》



出典：境町第6次総合計画

### (2) 地形・地質

地表はおおむね関東ローム層に覆われ、起伏も少なくほぼ平坦な地形となっている。本町は東西に8キロメートル、南北に11キロメートルの長方形に近い地形で、面積は46.59平方キロメートルとなっている。地勢的には、利根川流域に形成された平坦沖積地帯と古河市や坂東市に接する洪積台地からなり、主に低湿地は水田、台地は畑地を形成している。

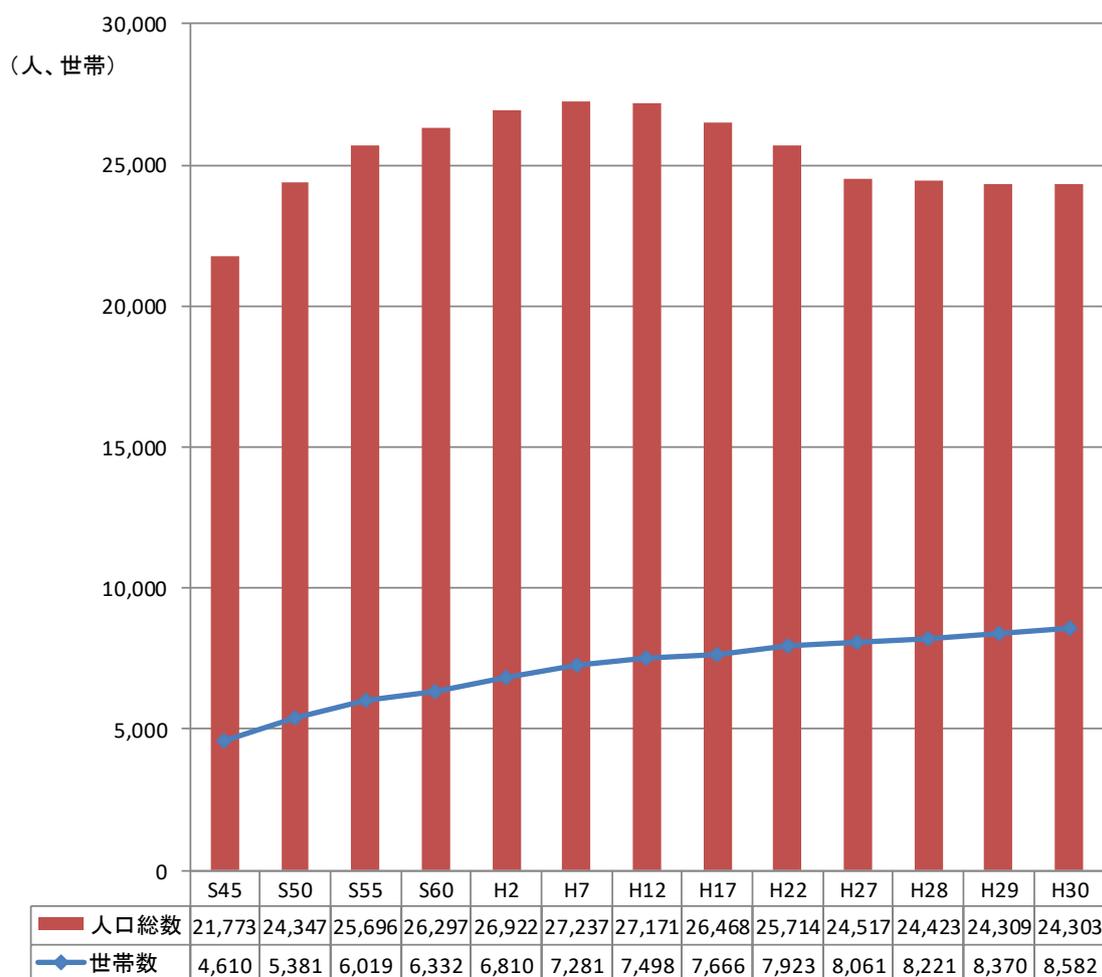
### (3) 気候

気候は、太平洋側の温暖な地域で、冬季における降雪は年数回と少ないものの、三国山脈から吹きおろす乾燥した強い西風が吹く。しかし、全体的には恵まれた自然条件となっている。

### (4) 人口・世帯

茨城県常住人口調査（平成 30（2018）年 10 月 1 日現在）によれば、本町の総人口は 24,303 人、世帯数は 8,532 世帯であった。本町の総人口は、1995 年頃まで増加傾向にあったが、以降は減少傾向が続き、平成 29（2017）年以降の総人口は 24,300 人前後でほぼ横ばいに推移している。一方、世帯数については、一貫して増加傾向が続いている。

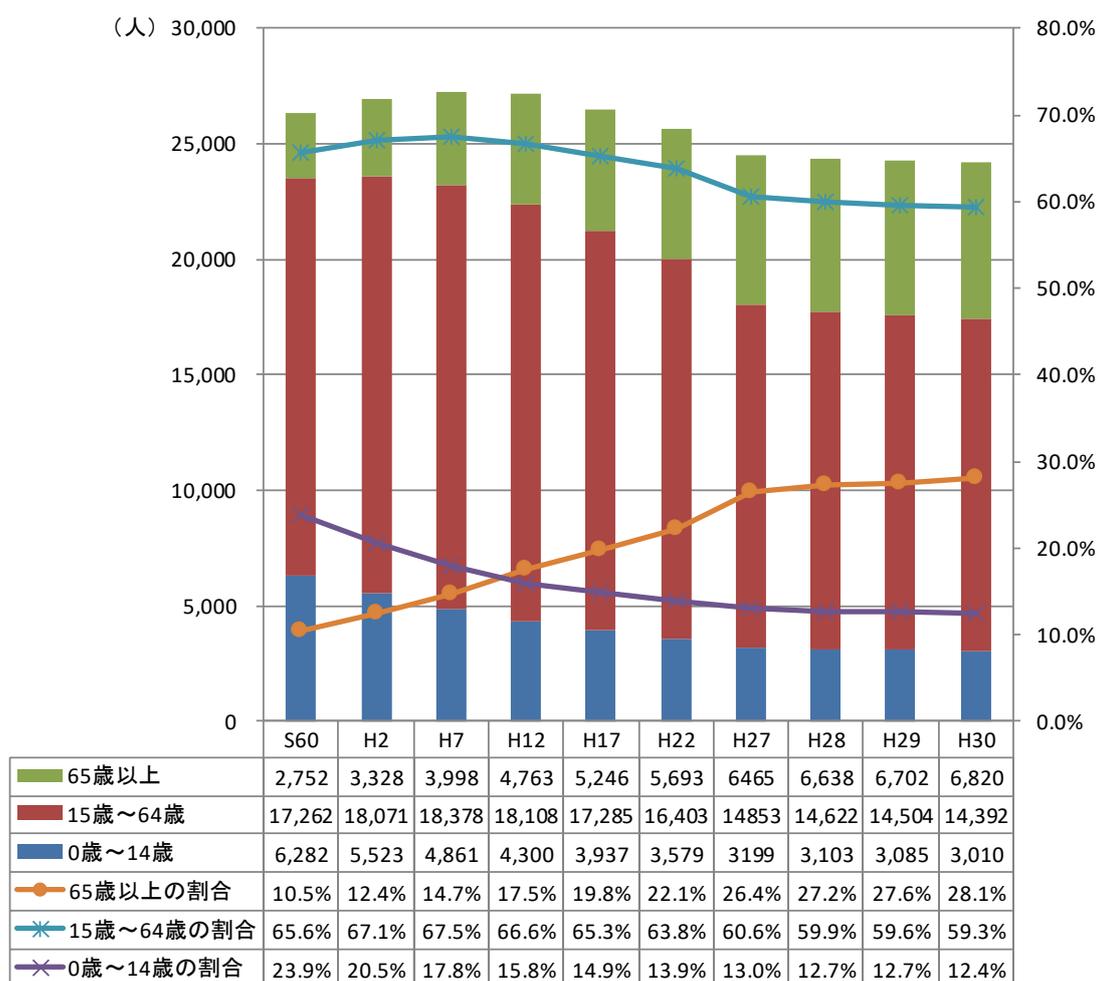
《本町における総人口の推移》



出典：国勢調査をもとに作成。ただし、平成 28（2016）年以降は茨城県常住人口調査の数値である。

総人口の年齢3区分別割合は、年少人口が12.4%、生産年齢人口が59.3%、65歳以上人口が28.1%となっている。年齢3区分別の割合の推移をみると、年少人口は1985年には23.9%であったが、以降は一貫して低下傾向がみられる。生産年齢人口は、1995年前後にピークとなり（67.5%）、その後は低下を続けている。一方、65歳以上の高齢人口は、一貫して上昇が続いており、平成30（2018）年に28.1%を記録し、過去最高となっている。

《本町における年齢3区分別人口の推移の推移》



出典：国勢調査をもとに作成。ただし、平成28（2016）年以降は茨城県常住人口調査の数値である。

### （5）産業

本町の産業別就業者は、平成27（2015）年の国勢調査によると、第1次産業が9.14%、第2次産業が36.54%、第3次産業が54.31%であり、県全体と比較して第1・第2次産業者の割合が高いのが特徴である。

## 2. 本町における主な過去の災害

本町の主な災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、なかでも平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、死者 1 名、負傷者 3 名という甚大な被害が発生した。

### 《東日本大震災による本町の被害状況》

区分	項目	被害の状況
人的被害	死者・行方不明者	0 名
	重軽傷者	0 名
住家被害	全壊	0 棟
	半壊	0 棟
	一部破損	1,174 棟
	床上浸水	0 棟
	床下浸水	0 棟
その他	停電	9,000 軒（ピーク時）
	断水	なし
	液状化被害	3

出典：茨城県「東日本大震災の記録の記録 ～地震・津波災害編～」

### 《平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による本町の被害状況》

区分	項目	被害の状況
人的被害	死者・行方不明者	1 名
	重軽症者	3 名（中等症 1、軽症 2）
住家被害	全壊	0 棟
	大規模半壊	130 棟
	半壊	116 棟
	床上浸水	0 棟
	床下浸水	247 棟

出典：茨城県「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による本県の被害状況について（令和元年 12 月 9 日現在）」



## 第2章 境町国土強靱化地域計画の基本的な考え方

### 1. 本計画の基本理念

本町においては、平成23（2011）年3月の東日本大震災で震度5強を記録し、住宅の一部破損や停電など町民生活に大きな影響が発生した。また、平成27年9月関東・東北豪雨では、内水氾濫によって町内全域に甚大な被害をもたらされ、1名の尊い命が奪われる事態が発生している。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、本町では地域防災計画の見直しや、全国初となる「水害避難タワー」の整備、茨城県立坂東総合高校・茨城県立総和工業高校との「洪水災害における境町民の町外広域避難に関する覚書書」の締結など、ハード・ソフト両面でさまざまな防災に関する対策を進めてきた。今後も、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要である。

そこで、本計画の策定・推進に当たっては、国の基本計画及び県計画を踏まえつつ、本町独自に以下の基本理念を設定する。

**公・共・私が連携し、「強く」「しなやかな」まちをつくる**

本基本理念は、いかなる大規模自然災害が発生しても、公・共・私が緊密に連携し、町民の生命・財産を守り、社会・経済活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、迅速に回復できる「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりの推進を示したものである。

### 2. 本計画の基本目標

国の基本計画及び県計画に位置づけられた国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえ、次の5つを本計画の基本目標に位置づけ、「強く」「しなやかな」境町の形成を目指すものとする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 行政機能が維持される
- ③ 地域社会・コミュニティの機能が維持される
- ④ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ⑤ 迅速な復旧復興

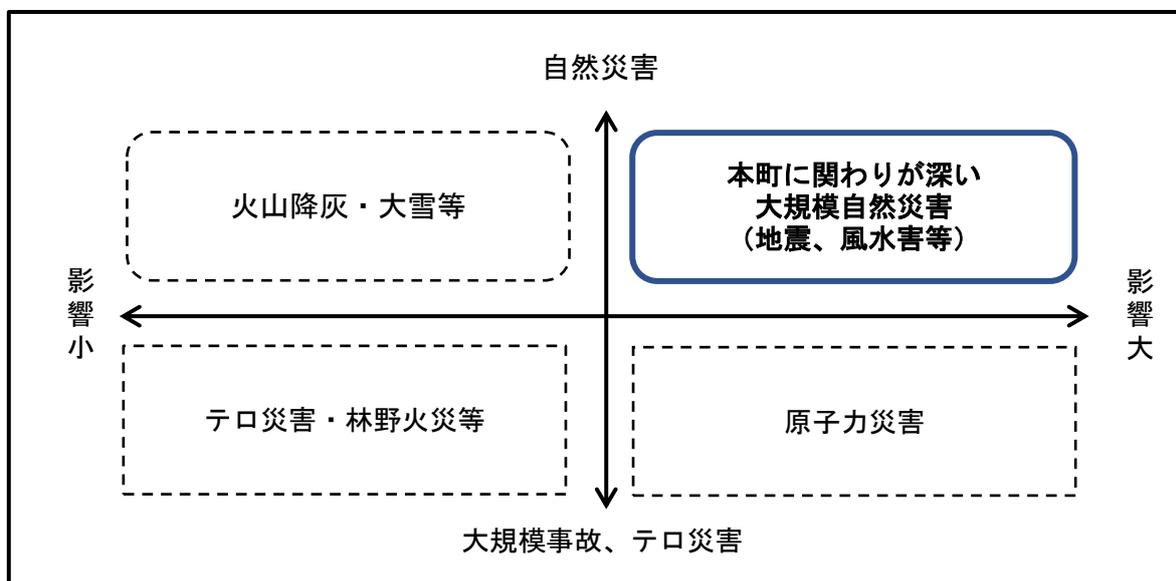
### 3. 本計画の対象とする災害

本町において、町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、風水害や地震等の自然災害の他に、原子力災害といった大規模事故やテロ、感染症の発生等も含めたあらゆる事象が想定される。しかし、国の基本計画及び県計画が、首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲にわたって甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面の間は大規模自然災害を対象にすることとする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られる」、「行政機能が維持される」及び「地域社会・コミュニティの機能が維持される」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とする。ただし、比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、県内外の自治体間連携の中で考慮することとする。

なお、本町においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるが、国の基本計画及び県計画の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討する。

#### 《本計画の対象とする災害》



## 4. 本町における国土強靱化を進めるうえで特に配慮すべき事項

本町における国土強靱化を図るうえで、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえるとともに、特に以下の事項に留意して対策を進める。

### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ① 「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと  
人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、地域の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- ② 関係団体との連携体制の構築  
本町の国土強靱化に向け、国、近隣都県、市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ③ インフラの老朽化への対応  
高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。
- ④ 人のつながりやコミュニティ機能の向上  
平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等と同じくするさまざまなコミュニティの機能の向上を図る。

### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

- ① 多層的な取り組み
  - ・ 複合的・長期的な視点による施策の推進  
施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組む。
  - ・ 平時からの有効活用  
非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取り組みが平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
  - ・ ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取り組み  
想定される被害や地域の実状等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取り組みを進める。

## ② 各主体の連携

### ・ 広域連携体制の構築

広域的な災害に対応するため、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。

### ・ 民間投資の活用

民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

## ③ 人づくり

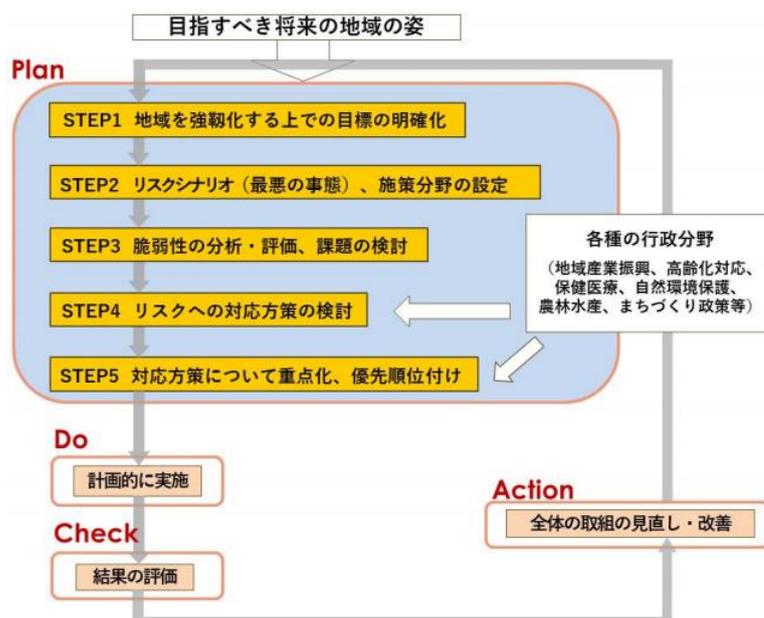
### ・ 防災人材の育成と確保

地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図る。

## ④ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（PDCA サイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本町の国土強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組みを推進する。

### ＜国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方＞



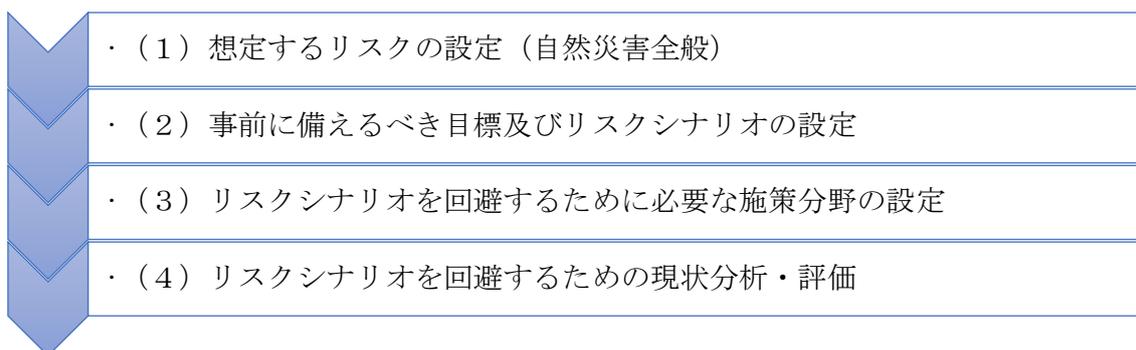
出典：内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）」

## 第3章 脆弱性評価のためのリスクシナリオ設定

### 1. 脆弱性評価の考え方

国の基本計画及び県計画では、国土強靱化基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下、「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。脆弱性評価とは、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするためのものである。したがって、本計画の策定にあたっては、大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、本町の国土強靱化に必要な施策を効率的・効果的に実施するために、必要不可欠なプロセスである。そこで、以下の手順により本町の脆弱性評価を行い、国土強靱化のための推進方針を策定することとする。

#### 《脆弱性評価の手順》



### 2. 脆弱性評価の実施

#### （1）想定するリスクの設定（自然災害全般）

国の基本計画及び県計画と同様に「大規模自然災害」を対象とし、本町においても、境町地域防災計画や地域特性を踏まえ、台風等の風水害、大地震など、大規模自然災害全般を想定する。

#### （2）事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

脆弱性評価は、国土強靱化基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされている。そこで、国の基本計画や県計画との調和に留意しつつ、本町の地域特性を踏まえ、大規模な自然災害に対して8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、32の「リスクシナリオ」を次のとおり設定する。

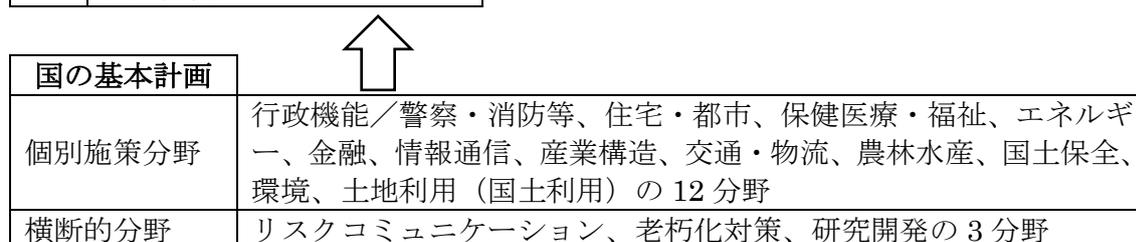
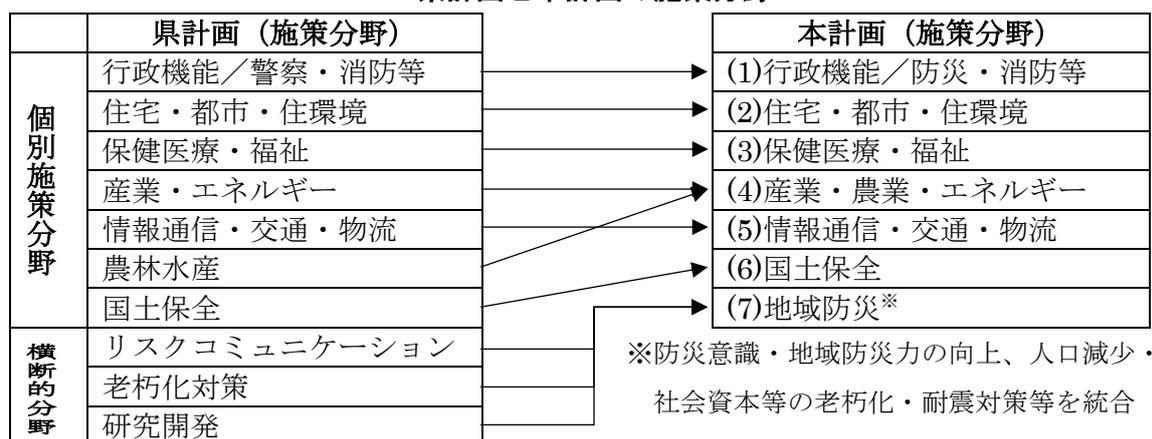
### 《本計画におけるリスクシナリオ》

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	死傷者を最小限にとどめる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	通信インフラが麻痺・機能停止し、災害情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動の早期復旧を図る	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	地域交通ネットワークの長期停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	町民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域の貴重な文化財等の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	地域交通ネットワークの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (3) リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

国の基本計画及び県計画において設定された施策分野との留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画では7つの施策分野を設定する。

#### 《県計画と本計画の施策分野》



#### 《第6次境町総合計画との関係》

6つの基本方向		本計画の施策分野への主な対応
1. 人づくり	【教育文化】	(7)
2. 健康づくり	【健康福祉】	(3)
3. 環境づくり	【生活環境】	(1)・(2)
4. 暮らしづくり	【都市基盤】	(2)・(5)・(6)
5. 仕事づくり	【産業】	(4)
6. 支え合いづくり	【行財政】	(1)・(3)・(7)

### (4) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

地域の強靱化を進めるうえで、脆弱性評価は弱点を洗い出すという非常に重要なプロセスである。本計画では、32のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組みで対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した（第4章）。

## 第4章 リスクシナリオから見た脆弱性評価

### 1. 人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

#### 【評価の視点】

- 住宅・建物・交通施設等の更なる耐震対策の促進が必要
- 庁舎等の防災拠点などの防災機能の確保や耐震化が必要
- 「境町公共施設等総合管理計画」に沿った公共施設等の老朽化対策が必要
- 老朽空き家対策が必要
- 公共施設以外の不特定多数が利用する民間の建物等の老朽化・耐震化対策が必要

#### 【脆弱性評価結果】

- 住宅・建築物の耐震化【都市計画課】
  - ・ 「境町耐震改修促進計画」を策定し、災害に強いまちづくりを目的として耐震化の促進を図っている。また、住宅・建築物安全ストック形成事業等において、住宅・建築物の耐震改修等への補助に加え、避難路沿道等の倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全確保に関する取組に対する支援など耐震対策の促進を図る必要がある。
  - ・ 建築物応急危険度判定を行うための応急危険度判定士の資格者を確保するとともに、実施体制を整備する必要がある。
  - ・ 老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があるなど、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、整備を進めていく必要がある。
- 防災拠点の耐震化【防災安全課・学校教育課・生涯学習課・総務課】
  - ・ 大規模地震発生時において、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため重要な役割を担う防災拠点等の耐震化を計画的に推進する必要がある。
  - ・ 役場庁舎や主な避難所、指定避難所施設は耐震化が図られているが、文化村体育館及び武道場は耐震化診断が未実施であり、速やかな診断と適切な維持管理が必要である。
  - ・ 耐震化がなされている施設においても、設備等の転倒防止対策を推進する必要がある。
- 公共施設等の老朽化対策【企画経営課・学校教育課】
  - ・ 高度経済成長期に整備された社会資本等の老朽化が見込まれることから、「境町公共施設等総合管理計画」に沿って、適切な維持管理等を行う必要がある。
- 町営住宅の維持管理【企画経営課】
  - ・ 居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、計画的な修繕・改善による長寿命化を図り、安全性や居住性の高い公営住宅を確保していく必要がある。
- 老朽危険空き家等対策【企画経営課・防災安全課】
  - ・ 平成 29（2017）年度に「境町空家等対策計画」を策定したが、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家等について、県、警察、消防及び地権者等と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。また、活用可能な物件については、積極的に寄付を受け入れ、リノベーション等により有効活用を図る。
- 民間教育・保育施設の老朽化対策【子ども未来課】
  - ・ 乳幼児等が多数利用する教育・保育施設の安全確保及び建物の被害軽減を図るため、国・県の補助を活用し、施設改築などの支援を進める必要がある。

#### 【評価指標】

- ・ 公共施設等の老朽化率：57.1%（H29）【企画経営課】
- ・ 町内の空き家件数：433戸（H28）【企画経営課】

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

### 【評価の視点】

- 避難路や緊急車両の通行の確保、都市公園の防災機能の向上、消防用水の確保対策など、防火対策に資する市街地整備の推進が必要
- 住宅用火災警報器の設置など、火災予防・防火知識の普及啓発が必要

### 【脆弱性評価結果】

- 市街地整備【都市計画課・建設課】
  - ・ 都市計画道路の整備や見直しなど、防災・危機管理に対応した道づくりを推進する必要がある。
  - ・ スポーツ、レクリエーション及び広域的な防災の拠点とするため、都市公園等における防災機能の整備を推進する必要がある。
  - ・ 緑豊かな環境を創出するとともに、防災まちづくりに資するため、中心市街地や住宅地の緑化を推進するとともに、住民参加による緑化の普及啓発を進める必要がある。
  - ・ 土地区画整理事業や地区計画制度による都市基盤整備、区域指定制度により、あらかじめ指定された区域内なら市街化調整区域であっても都市計画法の許可が可能となって市街地整備を進めているが、市街地内には緊急車両が通行できない狭あいな道路等があるなど、拡幅や改善整備、歩道設置を推進する必要がある。
- 火災予防に関する啓発活動【防災安全課】
  - ・ 西南広域消防管内での住宅用火災警報器の設置は72%、県平均が72.5%となっている(令和元(2019)年6月時点)。全国平均は82.3%であることから、地域や事業所における火災予防、防火知識の普及啓発を更に行っていく必要がある。特に、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部火災予防条例により、新規住宅は平成18(2006)年6月以降、既存住宅は平成23(2011)年5月末までに火災報知器の設置が義務付けられており、結果的に設置が完了していない建物が存在することから、平成17(2005)年以前の建物を重視していく必要がある。
  - ・ 感震ブレーカーは、大規模地震における火災予防につながるため、補助金等を交付し、普及促進を図る必要がある。
- 消防体制の整備【防災安全課】
  - ・ 災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防組織の充実・強化、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入体制の整備を図る必要がある。
  - ・ 消防団員の継続的な安定確保のため、処遇改善向上を図るほか、消防車両・器材等の更新を計画的に進める等、消防力の強化を図る必要がある。

### 【評価指標】

- ・ 道路改良率：39.8% (H30)【建設課】
- ・ 町民1人当たりの都市公園の敷地面積：0.26 m<sup>2</sup> (R1)【都市計画課】
- ・ 住宅用火災警報器の普及状況：72% (R1)【防災安全課】
- ・ 消防団充足率：99.4% (R1)【防災安全課】

## 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### 【評価の視点】

- 雨水ポンプ場や調整池、管渠(かんきょ)整備等の推進、資機材等の確保が必要
- 雨水幹線管渠、排水施設や河川の改良整備など雨水処理機能の向上が必要
- 排水機場等の老朽化対策及び耐震化が必要
- 洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の収集、伝達体制の強化が必要
- 洪水ハザードマップ等の活用・周知による円滑な避難の支援が必要
- 孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段の確保が必要
- 避難場所となる都市公園等の増設及び防災機能の強化が必要

### 【脆弱性評価結果】

- 総合的な治水対策【建設課・上下水道課・防災安全課】
  - ・ 河川管理者等と連携して、外水のみならず内水氾濫に対しても、市街化区域及び染谷川周辺の雨水幹線管渠や排水施設の改良等を計画的に整備して雨水処理機能の向上を図るとともに、事業内容及び区

域の見直し等の各種対策を促進する必要がある。

- ・ 防災・減災対策を推進するとともに、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。
- ・ 準用河川染谷川は、現在暫定計画規模  $W=1/3$  を目標として、平成 3 (1991) 年度より河道拡幅等の河川改修工事を実施中である。近年発生している浸水被害の状況等を総合的に捉え、より効果のある段階的改修をする必要がある。
- 水害警戒避難体制の整備【防災安全課・都市計画課】
- ・ 情報通信技術 (ICT) を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災状況の提供等、必要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要がある。
- ・ 境町逃げどきマップ等を有効に活用し、浸水想定区域の町民に対する周知を図るほか、町外の広域避難所又は浸水しない避難場所を新たに建設する等、円滑な避難に向けたハード・ソフト対策を更に推進する必要がある。
- ・ 様々な状況を想定し、早めの避難指示を出す体制等の見直しを進めていく必要がある。特に、避難行動要支援者に対する避難支援体制について重視していく必要がある。
- ・ 孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段を確保する必要がある。
- ・ 緊急避難場所となる都市公園等の増設及び防災機能の強化を図る必要がある。
- 排水機場の老朽化対策等【建設課・農業政策課】
- ・ 排水機場の多くが老朽化し、著しく信頼性・安全性が低下しているため、長寿命化を含めた計画的な改修整備をする必要がある。
- ・ 県営事業により令和 4 (2022) 年度までの計画で、一の谷沼用排水機場の長寿命化を目的とした改修を実施中であり、計画どおりの完了を推進していく必要がある。
- ・ 長井戸沼湛水防除機場は、改修のための機能診断を実施中であり、令和 2 (2020) 年度に計画を策定し、早期の改修を目指す必要があるとともに、かんがい排水機場についても早期の改修整備を図る必要がある。
- ・ 準用河川染谷川の流末に位置する染谷川排水機場は、平成 3 (1991) 年度に建設され、町内の冠水時における内水位上昇時にポンプ操作による利根川へ放流によって浸水被害の軽減を目的とした、住民の生命・財産を守り社会経済活動を支える重要な設備である。老朽化に対処するための必要な対策を効果的に実施する必要がある。

#### 【評価指標】

- ・ 広域避難計画の策定状況：策定済 (H29)【防災安全課】
- ・ 水害ハザードマップの策定状況：策定済 (R1)【防災安全課】
- ・ 河川改修率：47.1% (R1)【建設課】
- ・ 排水機場の機能診断実施状況【建設課・農業政策課】
  - 染谷川排水機場：未実施 (R1)
  - 一の谷沼用排水機場：実施済 (H28)
  - 長井戸沼湛水防除機場：実施済 (R1)
  - 長井戸沼かんがい排水機場：実施済 (H19) ※一部長寿命化改修
- ・ 町民 1 人当たりの都市公園の敷地面積：0.26 m<sup>2</sup> (R1)【都市計画課】

#### 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

##### 【評価の視点】

- 平時からの防災教育や、地域の防災活動への参加促進が必要
- 関係機関と連携した迅速かつ的確な災害情報の収集体制の確保が必要
- 災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要
- 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）への迅速な情報伝達や避難誘導體制の整備が必要

##### 【脆弱性評価結果】

- 防災意識の高揚、防災教育の実施【防災安全課】
- ・ 町民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動・訓練等に積極的に参加するよう、ハザードマップの普及・活用及び各種出前講座等の実施により、防災意識の高揚を図る必要がある。
- ・ 児童・生徒及び教職員、防災上重要な要配慮者施設（病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、大規模小

売店舗等不特定多数の者が利用する施設等)の管理者及び職員に対する防災教育を実施し、当該施設管理者による「水害避難確保計画」の策定促進を図るなど、有識者の活用、国・県及び関係機関等との連携強化を図る必要がある。

● 地域防災力の向上【防災安全課】

- ・ 消防活動の知識及び技術の伝承不足は消防力の低下につながるため、効果的かつ効率的な伝達研修及び訓練体制を整備する必要がある。
- ・ 災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災会の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を通じ、地域防災力を向上させる必要がある。
- ・ 近年、災害が多様化、大規模化するなか、増加する役割に対応するため、消防団員の人材の確保を図るとともに、消防団内、常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。

● 情報の収集・伝達体制の確保【防災安全課・秘書広聴課・総務課】

- ・ 災害発生時に国、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。
- ・ 電話、メール、ホームページ等を活用した、行政区、自主防災組織等への情報伝達体制を整備する必要がある。

● 町民等への災害情報の伝達【防災安全課・秘書広聴課・総務課】

- ・ 防災行政無線のデジタル化(個別受信機及び防災アプリとの連動)、広報車両、NHK データ放送、防災アプリ、緊急速報メール、ホームページ、区長会・自主防災組織への電話連絡等のあらゆる手段の活用を推進する必要がある。
- ・ 災害情報共有システム(L-ALERT)の適切な運用や、全国瞬時警報システム(J-ALERT)との連動、SNS(フェイスブック・ツイッター等)や地理空間情報の活用など、地域の実情や災害種別に応じた災害情報の伝達手段・通信設備を充実・強化を図る必要がある。また、Wi-Fi環境の整備も併せて推進する必要がある。
- ・ 外国人(旅行者を含む)に速やかな災害情報が提供できるよう、各種情報伝達手段の多言語対応の必要がある。

● 人的ネットワークづくり【防災安全課・社会福祉課・介護福祉課・子ども未来課・多文化共生推進室・社会福祉協議会】

- ・ 平時から県や関係機関、区長会、自主防災会等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護等の応急活動及び避難所運営が実施される体制を整備する必要がある。
- ・ 介護施設等関係事業所からの被災及び避難状況報告を迅速かつ正確に把握し、事業所等に対し適時な情報伝達、避難誘導、救出・救護等の応急活動が速やかに実施される体制を整備する必要がある。
- ・ 乳幼児から妊産婦、高齢者、身体に障害を抱える者等の要配慮者や要支援者などの状態に応じた避難所運営が求められるため、専門的人材のサポート等の町内外からの人材支援の構築が重要であり、町民の2次被害防止に役立つケア体制の整備が必要である。
- ・ 県や国際交流関係団体と連携し、通訳ボランティアの確保を図るとともに、災害時には、外国人も地域防災の担い手としての活躍が期待できることから、顔の見える関係性を構築する必要がある。

● 避難行動要支援者等への対応【防災安全課・社会福祉課・介護福祉課・子ども未来課・多文化共生推進室・社会福祉協議会】

- ・ 避難支援を希望する避難行動要支援者に対して、「災害時要配慮者対応マニュアル(仮称)」を整備して、情報伝達や避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要がある。
- ・ 平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者等に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要がある。
- ・ 災害発生時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供のほか、国際交流協会等と連携し、同一言語グループによる情報伝達ネットワークの構築、外国人避難者カードの作成、通訳・翻訳ボランティアの確保などの対策を講じる必要がある。
- ・ 高齢者施設等には、自力で避難することが困難な方が多く入所しており、災害時のみならず平常時でも利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模改修を促進する必

要がある。

- ・ 高齢者施設等には、人口呼吸器、喀痰吸引等の必要な者が入所しており、大規模停電等により生命を脅かす事態が想定されるため、非常用自家発電設備の設置を促進する必要がある。
- ・ 高齢者施設等の防犯対策、安全対策強化のため、外部からの不審者の侵入を防ぐための門及びフェンス等の外構等の設置や、劣化、損傷、高さ及び控え壁等に問題があるブロック塀等の改修を促進する必要がある。
- ・ 災害時に外国人等の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化を図るとともに、外国人住民の防災意識の向上を図る必要がある。

#### 【評価指標】

- ・ 消防団充足率：99.4%（R1）【防災安全課】
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備状況：県整備率 100%（R1）【防災安全課】
- ・ 災害情報共有システム（L-ALERT）・緊急速報メールの導入状況：県導入率 100%（R1）【防災安全課】
- ・ 避難勧告等の発令基準の策定状況：利根川対応策定済（R1）【防災安全課】
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成状況：作成済（H29）【社会福祉課】
- ・ 水害ハザードマップの策定状況：策定済（R1）【防災安全課】

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### 【評価の視点】

- 食料・飲料水・生活必需品、医薬品等の計画的な現物備蓄及び通備備蓄、関係機関・民間事業者等との防災協定締結の強化が必要
- 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要
- 水道施設の耐震化や浸水対策等の推進が必要
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備等の整備等が必要
- 都市公園等における避難生活環境を確保するため防災機能の整備が必要
- 都市公園等における子どもの安全を確保するため遊具の保守点検及び修繕・更新が必要

#### 【脆弱性評価結果】

- 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【防災安全課・総務課】
- ・ 年齢、性別、食物アレルギー等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保する必要がある。
- ・ 自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援、広域応援について協定を締結するほか、商工会や観光協会とも連携し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など、引き続き災害対応力の強化を図る必要がある。
- ・ 医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者、（一社）日本ムービングハウス協会等と連携しながら、医薬品、資機材、ムービングハウス等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- 緊急輸送体制の整備【防災安全課・企画経営課】
- ・ 災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、装備資機材の充実、情報共有体制、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・ トラック協会との災害協定を活用するほか、使用可能な固有の緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理徹底を図る必要がある。
- ・ 救援物資の備蓄のほか、プッシュ型支援の受入れに対応するため、物資の仕分け、保管、在庫管理及び端末地輸送が一元的に実施できる物流拠点の整備を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路等の整備【建設課】
- ・ 令和元（2019）年に発生した台風 19 号災害において、避難施設への支援物資輸送の際に利用する道路が冠水で通行が不可能であった等の結果を踏まえ、さらなる冠水対策の促進を図る必要がある。また、主要道路以外の拡幅・改善整備を推進する必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路啓開体制の整備【防災安全課・建設課】</li> <li>・ 緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、警察、自衛隊、道路管理者及び災害協定締結先のサカイレッカーサービスと連携し、車両移動訓練の実施など、放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。</li> <li>・ 大雨による災害時にはHP及び防災アプリ（sakaiinfo）で冠水による通行注意・通行止め箇所を啓発しているが、車両の浸水被害等を防ぐため現場パトロール及び交通整理による安全対策の啓発を図る必要がある。</li> <li>● 水道施設の耐震化等【上下水道課】</li> <li>・ 災害発生時の飲料水供給の長期停滞を防ぐため、老朽化した配水管路の更新計画を策定し、配水管路の耐震化や浄水施設の更新、境浄水場及び取水場の浸水対策等を推進する必要がある。</li> <li>・ 災害時の拠点医療施設、災害対策本部等の拠点施設への配水管を重要度の高い管路として、増径及び耐震性の向上を図る必要がある。</li> <li>● 児童福祉施設等の非常用自家発電設備の整備【子ども未来課】</li> <li>・ 災害時に入所児童等の安全を確保するため、児童福祉施設等の非常用自家発電設備の整備等を推進する必要がある。</li> <li>● 都市公園等の防災機能の整備【都市計画課・防災安全課】</li> <li>・ 発災時に避難場所となる都市公園等の避難生活環境を確保するため、かまどベンチや備蓄倉庫など防災機能を整備する必要がある。また、都市公園等における子どもの安全を確保するため、遊具の定期保守点検作業及び老朽化が進んだ遊具の修繕・更新が必要である。</li> </ul>
<p><b>【評価指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄食数：各小学校及び水害避難タワーに主食で約 3,000 食、飲料水約 2,000 本（R1）【防災安全課】</li> <li>・ 民間事業者等との防災協定締結数：24 件（R1）【防災安全課】</li> <li>・ 道路改良率：39.8%（H30）【建設課】</li> <li>・ 町民 1 人当たりの都市公園の敷地面積：0.26 m<sup>2</sup>（R1）【都市計画課】</li> </ul>

<p><b>2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b></p>
<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣自治体等との広域的な相互応援・受援体制の連携強化が必要</li> <li>● 緊急消防援助隊の受入れ体制の強化が必要</li> <li>● 自主防災組織の育成や消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要</li> </ul>
<p><b>【脆弱性評価結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体間の相互応援体制の整備【防災安全課・総務課】</li> <li>・ 被災市区町村職員確保システムやいばらき災害対応支援チームの派遣に対応する広域相互応援体制及び受援体制の整備や防災関係機関との連携を図る必要がある。</li> <li>● 消防広域応援体制の整備【防災安全課・企画経営課】</li> <li>・ 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互連携を図る必要がある。</li> <li>● 自衛隊との連携強化【防災安全課】</li> <li>・ 利根川の氾濫等の水害が発生した場合、境町に所在する警察及び消防ともに浸水地域内にあり、人命救助活動に充当する戦力は限定的となるため、常日頃から陸上及び航空自衛隊と連携を維持・強化する必要がある。</li> <li>● 地域防災力の強化【防災安全課】</li> <li>・ 災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得等を通じて地域防災力を向上させる必要がある。</li> <li>・ 近年、災害が多様化、大規模化するなか、増加する役割に対応するため、消防団員の人材の確保を図るとともに、消防団内、常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。</li> </ul>

**【評価指標】**

- ・ 受援計画の策定：事業継続計画（BCP）に「受援体制の確保」を規定（R1）【防災安全課・総務課】
- ・ 自治体間相互応援協定の締結数：12件（県内43市町村、県外3市）（R1）【防災安全課・総務課】
- ・ 自主防災組織の活動カバー率：86%（47行政区／55行政区）（R1）【防災安全課】
- ・ 消防団員数の充足率：99.4%（R1）【防災安全課】

**2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足****【評価の視点】**

- 帰宅困難者への情報提供体制、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢の整備が必要
- 交通機関や事業所等における食料・飲料水等の緊急物資の備蓄の促進が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 関係機関等との連携強化【防災安全課】
- ・ 町内で行われる利根川大花火大会のほかふるさとまつり関連イベント等の大規模なイベント等に際し、公共交通機関（バス又は最寄り駅の鉄道交通）が不通となり、帰宅困難者等が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、平常時から県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。
- 事業所等における備蓄の促進【防災安全課】
- ・ 町内に所在する事業所の多くは、車等による通勤者がほとんどであり、帰宅困難者の発生は少ないと考えられるが、大規模災害発生時等においては事業者に従業員等が留まることも想定されることから、それぞれの事業所において所要の飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

**【評価指標】**

- ・ 民間事業者等との防災協定締結数：24件（R1）【防災安全課】

**2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺****【評価の視点】**

- 災害時の医療救護体制や搬送体制の構築が必要
- 医師や医薬品等の不足に備えた応援要請体制の整備が必要
- 関係機関等と連携した医療機関への円滑なエネルギー供給体制の確保が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 医療関係機関等との連携【社会福祉課・防災安全課・健康推進室】
- ・ 災害発生時の人命救助を迅速に実施するため、DMAT及び医師会等の医療関係者と平素から訓練等を通じて、連携を維持・強化する必要がある。
- ・ 医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県、日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る必要がある。
- 医療機関におけるライフラインの確保【社会福祉課・防災安全課・健康推進室】
- ・ 医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要がある（停電発生時における移動式発電機として電気・水素自動車及びバイフューエル車を活用）。
- ・ 地域の拠点病院等に対する事業継続計画（BCP）策定を支援する等、病院の機能維持のための取組促進を図る必要がある。
- 空中輸送・搬送体制の整備【社会福祉課・防災安全課・健康推進室・総務課】
- ・ 災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合のヘリコプターによる代替輸送や、ドクターヘリなど、負傷者の搬送要請に効率的に対処するため、臨時ヘリポートの選定等、県等関係機関との広域連携体制の構築・強化を図る必要がある。特に、利根川の水害を想定した場合は、町内のヘリポートは使用が困難であることから、浸水の影響を受けないヘリポートを確保する必要がある。

**【評価指標】**

- ・ 地域の医療関係機関との応援協定の締結数：2件（茨城西南歯科医師会及び猿島郡医師会）（R1）【防災安全課】
- ・ 災害拠点病院（茨城西南医療センター病院、古河赤十字病院）の耐震化率：100%（H30）【健康推進室】

**2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生****【評価の視点】**

- 予防接種や消毒、衛生害虫駆除など感染症等の予防対策が必要
- 下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 感染症等予防対策【健康推進室】
  - ・ 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。
- 下水道施設の耐震化等【上下水道課】
  - ・ 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防ぐため、下水道施設の災害対応体制の構築を図りながら、施設管路等の耐震化や長寿命化対策に取り組む必要がある。

**【評価指標】**

- ・ 予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率  
麻しん・風しん（1期、2期）：1期 86%、2期 93%（H27）【健康推進室】

**2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生****【評価の視点】**

- 避難所における生活環境の向上と被災者の心のケア対策が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 避難所における良好な生活環境の確保【健康推進室・社会福祉課・介護福祉課・防災安全課】
  - ・ 高齢者や要介護者等に対する、様々なニーズに応じた支援体制を整備し、生活機能の低下や要介護度の重度化、二次被害防止を図ることが必要である。併せて、入院・入所等が必要となった場合に備え、医療・福祉・介護との連携体制の強化を推進する必要がある。
  - ・ 避難所の一定程度のバリアフリー化を推進する必要がある。
  - ・ 乳幼児への授乳や精神不安を抱く方や身体的に具合の悪い方への配慮など、必要に応じた空間提供も必要なケースを見越した避難所のあり方等を検討することが必要である。
  - ・ 避難所における食事等について、複数の種類を確保し高栄養価のあるものの提供や副食提供することで避難所生活でのストレスを緩和することが必要である。
  - ・ 指定避難所等における備品（エアコン、テレビ、PC、トイレ、段ボールベッド、入浴又はシャワーセット等）等を計画的に整備（必要に応じレンタル）する必要がある。また、避難生活の長期化が予想される場合は、ムービングハウス等を活用した応急仮設住宅を確保する必要がある。
  - ・ 健康配慮の観点から、簡易入浴施設の整備や、疾病により人工肛門の処置を受けた方等に対応するためのオストメイトの設置等が必要である。
  - ・ ペットを家族と同様と考え生活している者も多くみられることから、同伴が可能な避難所について整備する必要がある。
- 災害時の心のケア体制の整備【健康推進室・社会福祉課・介護福祉課・防災安全課】
  - ・ 高齢者や要介護者等の孤立を防ぎ、積極的に避難者自らの手でより良い避難生活を作り出す体制づくりが必要である。
  - ・ 保健所や関係機関と連携を図り、避難者の不安やストレス等を傾聴するメンタルケアの専門職による相談体制の整備や子ども達の遊びの創出等が必要である。
  - ・ 災害発生直後は、県と連携し DPAT 及び DHEAT 等の派遣を行うほか、地域の医師会等と連携しケア体制を整備する必要がある。また、避難生活の長期化が見込まれる場合は、コミュニティの人間関

係の円滑化を図るため、茨城 JRAT（地域リハビリテーション支援関連団体協議会）との連携並びに運動やレクリエーション又は趣味等に関する取組や環境の準備にも配慮が必要である。

- 災害時の健康管理【健康推進室】
- ・ 安定的に医療サービスが受けられるために、身近なかかりつけ医制度を推進する必要がある。また、予防接種や健康診査、特定健診、がん検診の重要性を周知し、平常時から健康管理の徹底を図る。

【評価指標】

- ・ 避難所運営マニュアルの整備：「境町避難所運営マニュアル」未策定（R1）【健康推進室・社会福祉課・介護福祉課・防災安全課】
- ・ 利用目的別避難所運営マニュアルの整備：未策定（R1）【社会福祉課】

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

【評価の視点】

- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要

【脆弱性評価結果】

- 県や関係機関との連携した、災害警備活動体制の整備【防災安全課】
- ・ 利根川の氾濫を想定した場合、境警察署は浸水域にあり、状況により警察署自体が移転することも計画されていることから、境警察署を通じ、県に対し警備・防犯機能の低下を招かないよう連携を図る必要がある。
- ・ 災害時を狙った夜間の犯罪や事故の未然防止を図るため、防犯カメラや防犯灯の整備を推進する必要がある。
- 自主防災組織、消防団等による町内パトロール体制の整備【防災安全課】
- ・ 「境町安心で安全なまちづくり条例」に基づき、町民、行政、事業者及び土地所有者が一体となって犯罪や事故の未然防止に努め、関係団体等と連携しながら防犯啓発活動や防犯パトロールに取り組む必要がある。

【評価指標】

- ・ 自主防災組織の活動カバー率：86%（47行政区／55行政区）（R1）【防災安全課】
- ・ 消防団員数の充足率：99.4%（R1）【防災安全課】
- ・ 防犯カメラ、防犯灯の設置状況：防犯カメラ 86 箇所、防犯灯 2,331 箇所（R2 未予定）【防災安全課】

#### 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【評価の視点】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要

【脆弱性評価結果】

- 県や関係機関との連携した、交通整理活動体制の整備【防災安全課】
- ・ 警察と連携して、交通安全推進協議会を中心に交通安全協会や交通安全母の会、安全運転管理者協議会などの各種団体の活動を積極的に支援し、交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図るほか、交通安全施設の計画的な維持管理を行い交通安全対策の強化を図る必要がある。
- 停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発動発電機の整備【防災安全課】
- ・ 停電時においても信号機の機能を維持するよう、信号機電源付加装置の設置を国・県に要望していく必要がある。
- ・ 有人による交通整理ができない場合、警察からの要請に応じて、信号機の機能を維持するため、可搬式の発動発電機を整備する必要がある。
- ・ 令和 2（2020）年度（5 ヶ年計画）から実施予定の自動運転バスの実走を通じて、信号機が停止した状態においても安全に運行ができるためのハード・ソフト両面の整備が必要である。

**【評価指標】**

- ・ 可搬型発動発電機の所有数 (R1) 【防災安全課】  
 定格出力 2.8kVA : 5 台  
 定格出力 600VA : 1 台  
 水素自動車 : 2 台 (トヨタミライ、ホンダクラリティー)  
 トリプルハイブリッド車 : 1 台 (バイフューエル車)  
 電気自動車 : 3 台 (ニッサンリーフ : 2 台、Nv200 : 1 台)

**3-3 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下****【評価の視点】**

- 庁舎等の防災拠点や防災上重要な町有建築物の耐震化の推進が必要
- 避難施設等のバリアフリー化など、要配慮者に配慮した対策の推進が必要
- 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料などの計画的な整備が必要
- 業務継続計画の適切な改定や防災訓練など、業務継続体制の強化が必要
- 近隣自治体等との相互応援体制の連携強化が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 防災拠点機能の確保【防災安全課・学校教育課・生涯学習課・総務課】
  - ・ 災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う防災拠点の耐震改修や情報通信設備、備蓄倉庫の設置など、関係機関と連携を図りながら、計画的・効率的に整備していく必要がある。
  - ・ 役場庁舎が被災し、災害情報収集、指揮機能が低下した場合でも遠隔地指揮支援システム等の整備により、同時に被災しない他自治体との連携による機能補填等に係る整備が必要である。
  - ・ 防災拠点機能を確保するため、耐震改修・空調設備、誘導標識を含む明瞭な避難所等の看板 (JIS 規格)、まるごと町ごとハザードマップ等の整備を計画的・効率的に推進する必要がある。
  - ・ 利根川の氾濫を想定した水害防災ステーションの建設と連携し、町の防災拠点となる又は首都直下地震等の広域災害に対応した防災拠点の整備を推進する必要がある。
  - ・ 避難施設等のバリアフリー化等、要配慮者のための対策を推進する必要がある。
  - ・ 公民館、体育館等の施設利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理を行うとともに、防災訓練の実施や避難誘導體制を整備する必要がある。
  - ・ 防災拠点としての電源確保のため、無停電電源装置、非常用発電機等の保守点検を行う必要がある。
- 業務継続体制の整備【防災安全課・総務課】
  - ・ 組織改編や業務内容などの変更等に応じた業務継続計画 (BCP) の改定を行うほか、継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する必要がある。
- 職員に対する防災教育【防災安全課・総務課】
  - ・ 災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、災害対応マニュアル等による防災教育の徹底を図る必要がある。
- 相互応援体制の整備【防災安全課・総務課】
  - ・ モバイルオフグリッド (ムービングハウス、非常用電源車両・災害用トレーラ、循環式シャワー、バイオトイレ) 関連技術等について社会実験を通じた効果を確認するとともに、災害時に迅速に運用ができるよう整備を促進する必要がある。

**【評価指標】**

- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 : 91.3% (21 箇所 / 23 箇所) (R1) 【防災安全課・学校教育課・生涯学習課・総務課】
- ・ 業務継続計画 (BCP) 策定状況 : 策定済 (H31) 【防災安全課・総務課】
- ・ 自治体間相互応援協定の締結数 : 12 件 (県内 43 市町村、県外 3 市) (R1) 【防災安全課・総務課】

## 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### 【評価の視点】

- 非常用電源設備の整備の促進が必要
- 災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要

### 【脆弱性評価結果】

- 電源の確保【防災安全課・企画経営課・総務課】
  - ・ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備（非常用電源車として使用可能なトリプルハイブリッド車を含む）、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進する必要がある。
  - ・ 情報発信設備の電源確保のため、無停電電源装置、非常用発電機等の保守点検を行う必要がある。
- 情報の収集・伝達体制の確保【防災安全課・秘書広聴課・総務課】
  - ・ 災害発生時に国、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。
  - ・ 電話、メール、ホームページ等を活用した、行政区、自主防災組織等への情報伝達体制を整備する必要がある。
- 町民等への災害情報の伝達【防災安全課・秘書広聴課・総務課・学校教育課】
  - ・ 防災行政無線のデジタル化（個別受信機及び防災アプリとの連動）、広報車両、NHK データ放送、防災アプリ、緊急速報メール、ホームページ、区長会・自主防災組織への電話連絡等のあらゆる手段の活用を推進する必要がある。
  - ・ 災害情報共有システム（L-ALERT）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連動、SNS（フェイスブック・ツイッター等）や地理空間情報の活用など、地域の実情や災害種別に応じた災害情報の伝達手段・通信設備を充実・強化を図る必要がある。また、Wi-Fi 環境の整備も併せて推進する必要がある。
  - ・ 外国人（旅行者を含む）に速やかな災害情報が提供できるよう、各種情報伝達手段の多言語対応の必要がある。

### 【評価指標】

- ・ 可搬型発動発電機の所有数（R1）【防災安全課】
  - 定格出力 2.8kVA：5 台
  - 定格出力 600VA：1 台
  - 水素自動車：2 台（トヨタミライ、ホンダクラリティー）
  - トリプルハイブリッド車：1 台（バイフェューエル車）
  - 電気自動車：3 台（ニッサンリーフ：2 台、Nv200：1 台）

## 5. 経済活動の早期復旧を図る

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

### 【評価の視点】

- 事業者の事業継続計画（BCP）の策定や本社機能移転等の促進が必要

### 【脆弱性評価結果】

- 事業者における事業継続計画（BCP）の促進【防災安全課・総務課】
  - ・ 災害時において各事業所の重要業務を継続するための境町の災害リスク等を説明し、事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練・地域の防災活動への協力などの体制を整える必要がある。
- 本社機能等の移転促進【企画経営課・企業立地推進課】
  - ・ 日本全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下型地震など、首都機能に甚大な被害を生じる災害が

発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組みを図る必要がある。

## 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

### 【評価の視点】

- 企業等の防災体制の確立を促す必要
- 自立・分散型エネルギーの導入促進が必要

### 【脆弱性評価結果】

- 事業者における事業継続計画（BCP）の促進【防災安全課・総務課】
  - ・ 災害時において各事業所の重要業務を継続するための境町の災害リスク等を説明し、事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練・地域の防災活動への協力などの体制を整える必要がある。
- 電源の確保【防災安全課・企画経営課・総務課】
  - ・ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備（非常用電源車として使用可能なトリプルハイブリッド車を含む）、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進する必要がある。
  - ・ 情報発信設備の電源確保のため、無停電電源装置、非常用発電機等の保守点検を行う必要がある。

## 5-3 地域交通ネットワークの長期停止

### 【評価の視点】

- 災害に強い道路・橋梁の整備が必要
- 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要
- 幹線道路等の整備による交通結節点への連携強化が必要

### 【脆弱性評価結果】

- 道路の防災・減災対策【建設課】
  - ・ 道路ストック事業により路盤の強化をすることで、道路のひび割れや陥没等を抑制する対策を行っているが、更なる促進を図る必要がある。また、路肩崩れや側溝の破損による転倒、車両の落下による事故を防ぐため、計画的な維持管理・修繕を図る必要がある。
- 緊急輸送体制の整備【防災安全課・企画経営課】
  - ・ 災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、装備資機材の充実、情報共有体制、緊急輸送体制を整備する必要がある。
  - ・ トラック協会との災害協定を活用するほか、使用可能な固有の緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理徹底を図る必要がある。
  - ・ 救援物資の備蓄のほか、プッシュ型支援の受入れに対応するため、物資の仕分け、保管、在庫管理及び端末地輸送が一元的に実施できる物流拠点の整備を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路等の整備【建設課】
  - ・ 令和元（2019）年に発生した台風19号災害において、避難施設への支援物資輸送の際に利用する道路が冠水で通行が不可能であった等の結果を踏まえ、さらなる冠水対策の促進を図る必要がある。また、主要道路以外の拡幅・改善整備を推進する必要がある。
- 道路啓開体制の整備【防災安全課・建設課】
  - ・ 緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、警察、自衛隊、道路管理者及び災害協定締結先のサカイレッカーサービスと連携し、車両移動訓練の実施等、放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。
  - ・ 大雨による災害時にはHP及び防災アプリ（sakaiinfo）で冠水による通行注意・通行止め箇所を啓発しているが、車両の浸水被害等を防ぐため現場パトロール及び交通整理による安全対策の啓発を図る必要がある。
- 交通結節点への連携強化【建設課・都市計画課】
  - ・ 長期末着手となっている都市計画道路について、市街地幹線道路や一般幹線道路からその他の幹線道

路に移行、市街地については地域コミュニティに則した道路となるよう見直しを行う必要がある。

- ・ 災害時に有効な一定の道路・公園等が確保できる面的整備である土地区画整理事業地について、早期に事業を完了させるため、効果的な事業の運営を図る必要がある。
- ・ 都市計画道路の計画路線において、未整備の路線があるため、整備済区間と未整備区間の交差点部では線形が通っておらず、交通の安全性・円滑性が保たれていない。県や関係機関と連携を図りながら、計画的に推進する必要がある。

#### 5-4 食料等の安定供給の停滞

##### 【評価の視点】

- 農地・農業用施設等の適切な維持管理など、災害対応力の強化を図る必要

##### 【脆弱性評価結果】

- 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【防災安全課・総務課】
  - ・ 高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保する必要がある。
  - ・ 自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援、広域応援について協定を締結するほか、商工会や観光協会とも連携し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など、引き続き災害対応力の強化を図る必要がある。
- 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化【農業政策課】
  - ・ 農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業用施設等（排水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を促進する必要がある。
  - ・ 農業用施設等の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を促進する必要がある。

##### 【評価指標】

- ・ 民間事業者等との防災協定締結数：24件（R1）【防災安全課】

## 6. ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 町民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止

##### 【評価の視点】

- 災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、ライフラインの耐震性強化、代替機能の確保など、関係機関と連携した災害対応力の強化が必要
- 太陽光発電など自立・分散型エネルギーの普及拡大が必要

##### 【脆弱性評価結果】

- ライフラインの災害対応力の強化【防災安全課・建設課・上下水道課】
  - ・ 電気・上下水道・ガス・道路・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。
- エネルギーの安定供給【防災安全課・企画経営課】
  - ・ 電力供給各社との連携を強化し、災害時においても安定的に電力供給を実施することができる体制の強化を図る必要がある。また、中核給油所との連携を図り、病院や避難所及びその他の重要施設等に所要の燃料を確保する必要がある。
  - ・ 長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、住宅等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やリチウムイオン蓄電池の設置、コージェネレーション等分散型エネルギーの普及拡大等により、エネルギーの安定供給を図る必要がある。
  - ・ 非常用電源としても活用できる水素自動車や電気自動車等について、災害発生時に備え、平常時においても適切な管理を行う必要がある。

**【評価指標】**

- ・ 民間事業者等との防災協定締結数：24件（R1）【防災安全課】
- ・ 可搬型発動発電機の所有数（R1）【防災安全課】
  - 定格出力 2.8kVA：5台
  - 定格出力 600VA：1台
  - 水素自動車：2台（トヨタミライ、ホンダクラリティー）
  - トリプルハイブリッド車：1台（バイフューエル車）
  - 電気自動車：3台（ニッサンリーフ：2台、Nv200：1台）

**6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止****【評価の視点】**

- 水道施設の耐震化や老朽化対策、応急給水体制の整備が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 水道施設の耐震化【上下水道課】
- ・ 災害発生時の飲料水供給の長期停滞を防ぐため、老朽化した配水管路の更新計画を策定し、配水管路の耐震化や浄水施設の更新、境浄水場及び取水場の浸水対策等を推進する必要がある。
- ・ 災害時の拠点医療施設、災害対策本部等の拠点施設への配水管を重要度の高い管路として、増径及び耐震性の向上を図る必要がある。

**6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止****【評価の視点】**

- 下水道施設の耐震化や老朽化対策、応急体制の整備が必要
- 農業集落排水施設の老朽化対策等が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 下水道施設の耐震化【上下水道課】
- ・ 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防ぐため、下水道施設の災害対応体制の構築を図りながら、施設管路等の耐震化や長寿命化対策に取り組む必要がある。
- 農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道課】
- ・ 災害時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、機能診断等を基に管理計画の策定と併せ対策に取り組む必要がある。

**6-4 地域交通ネットワークが分断する事態****【評価の視点】**

- 災害に強い道路・橋梁の整備が必要
- 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要
- 幹線道路等の整備による交通結節点への連携強化、駅前広場等の滞留空間、乗り換え・乗り継ぎの確保が必要
- 避難路や緊急車両の通行確保のため、建築物の更新にあわせた既成市街地等の狭あい道路の拡幅・改善整備が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 道路の防災・減災対策【建設課】
- ・ 道路ストック事業により路盤の強化をすることで、道路のひび割れや陥没等を抑制する対策を行っているが、更なる促進を図る必要がある。また、路肩崩れや側溝の破損による転倒、車両の落下による事故を防ぐため計画的な維持管理・修繕を図る必要がある。
- 緊急輸送体制の整備【防災安全課・企画経営課】
- ・ 災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、装備資機材の充実、情報共有体制、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・ トラック協会との災害協定を活用するほか、使用可能な固有の緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動

できるよう管理徹底を図る必要がある。

- ・ 救援物資の備蓄のほか、プッシュ型支援の受入れに対応するため、物資の仕分け、保管、在庫管理及び端末地輸送が一元的に実施できる物流拠点の整備を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路等の整備【建設課】
- ・ 令和元（2019）年に発生した台風19号災害において、避難施設への支援物資輸送の際に利用する道路が冠水で通行が不可能であった等の結果を踏まえ、さらなる冠水対策の促進を図る必要がある。また、主要道路以外の拡幅・改善整備を推進する必要がある。
- 道路啓開体制の整備【防災安全課・建設課】
- ・ 緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、警察、自衛隊、道路管理者及び災害協定締結先のサイレンカーサービスと連携し、車両移動訓練の実施など、放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。
- ・ 大雨による災害時にはHP及び防災アプリ（sakaiinfo）で冠水による通行注意・通行止め箇所を啓発しているが、車両の浸水被害等を防ぐため現場パトロール及び交通整理による安全対策の啓発を図る必要がある。
- 交通結節点への連携強化【建設課・都市計画課】
- ・ 長期未着手となっている都市計画道路について、市街地幹線道路や一般幹線道路からその他の幹線道路に移行、市街地については地域コミュニティに則した道路となるよう見直しを行う必要がある。
- ・ 都市計画道路の計画路線において、未整備の路線があるため、整備済区間と未整備区間の交差点部では線形が通っておらず、交通の安全性・円滑性が保たれていない。県や関係機関と連携を図りながら、計画的に推進する必要がある。
- 安全な基盤形成【都市計画課】
- ・ 災害時に有効な一定の道路・公園等が確保できる面的整備である土地区画整理事業地について、早期に事業を完了させるため、効果的な事業の運営を図る必要がある。
- ・ 災害に直接関係してくる土地利用・道路・公園等について、計画的な方針のもと、効果的な整備を進める必要がある。
- 農道の整備【農業政策課】
- ・ 災害発生時に迂回路として利用できる農道を把握するとともに、避難路や代替輸送路を確保するため、整備を進める必要がある。

## 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### 【評価の視点】

- 延焼遮断帯を形成する都市計画道路等の整備が必要
- 避難路や緊急車両の通行の確保、都市公園の防災機能の向上、消防用水の確保対策など、防火対策に資する市街地整備の推進が必要

#### 【脆弱性評価結果】

- 市街地整備【都市計画課・建設課】
- ・ 都市計画道路の整備や見直しなど、防災・危機管理に対応した道づくりを推進する必要がある。
- ・ スポーツ、レクリエーション及び広域的な防災の拠点とするため、都市公園等の整備を推進する必要がある。
- ・ 緑豊かな環境を創出するとともに、防災まちづくりに資するため、中心市街地や住宅地の緑化を推進するとともに、住民参加による緑化の普及啓発を進める必要がある。
- 消防体制の整備【防災安全課】
- ・ 災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防組織の充実・強化、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入体制の整備を図る必要がある。
- ・ 消防団については、団員の継続的な安定確保のため、処遇改善向上を図るほか、消防車両・器材等の更新を計画的に進める等、消防力の強化を図る必要がある。
- 都市公園の整備【都市計画課】

- ・ 施設及び広場等の防災・減災機能の拡充など、災害対策の強化を図るため、緊急避難場所となる都市公園の整備が必要となる。

**【評価指標】**

- ・ 道路改良率：39.8%（H30）【建設課】
- ・ 町民1人当たりの都市公園の敷地面積：0.26 m<sup>2</sup>（R1）【都市計画課】

**7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺**

**【評価の視点】**

- 沿道建築物の更なる耐震対策の推進が必要
- 緊急車両の通行や円滑な救援活動が行える道路の整備が必要
- 子どもが日常的に集団で移動する経路などの安全対策が必要

**【脆弱性評価結果】**

- **住宅・建築物の耐震化【都市計画課】**
  - ・ 境町耐震改修促進計画を策定し、災害に強いまちづくりを目的として耐震化の促進を図っている。また、住宅・建築物安全ストック形成事業等において、住宅・建築物の耐震改修等への補助に加え、避難路沿道等の倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全確保に関する取組に対する支援など耐震対策の促進を図る必要がある。
  - ・ 緑豊かな環境を創出するため、中心市街地や住宅地の緑化を推進するとともに、住民参加による緑化の普及啓発を進める必要がある。
  - ・ 地震直後の建築物の倒壊・落下物等の2次被害を防止することを目的として、建築物応急危険度判定を行うため応急危険度判定士の資格者を確保するとともに、実施体制を整備する必要がある。
  - ・ 市街地内には老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があるなど、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、整備を進めていく必要がある。
- **防災拠点の耐震化【防災安全課・学校教育課・生涯学習課・総務課】**
  - ・ 大規模地震発生時において、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため重要な役割を担う防災拠点等の耐震化を計画的に推進する必要がある。
  - ・ 役場庁舎や主な避難所となる各小学校・中学校の校舎及び体育館並びに町の管理する指定避難所施設の大部分は耐震化が図られているが、文化村体育館及び武道場は耐震化診断が未実施であり、速やかな診断と必要な場合は耐震化補強・改修工事等の適切な維持管理を行う必要がある。
  - ・ 耐震化がなされている施設においても、設備等の転倒防止対策を推進する必要がある。
  - ・ 避難施設等の空調設備の設置、バリアフリー化等の機能強化を図る必要がある。
  - ・ 学校施設は、災害発生時において防災拠点となることから、老朽化した和式トイレを洋式化し、多くの方が安心して利用できるよう、環境改善を図る必要がある。
- **公共施設等の老朽化対策【企画経営課】**
  - ・ 高度経済成長期に整備された社会資本等の老朽化が見込まれることから、「境町公共施設等総合管理計画」に沿って、適切な維持管理等を行う必要がある。
- **老朽危険空き家等対策【企画経営課・防災安全課】**
  - ・ 平成29（2017）年度に「境町空き家等対策計画」を策定したが、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家等について、県、警察、消防及び地権者等と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。また、活用可能な物件については、積極的に寄付を受け入れ、リノベーション等により有効活用を図る。
- **市街地整備【都市計画課】**
  - ・ 災害時に有効な土地区画整理事業地について、現在進めている事業について効果的な事業の運営を図り、早期完了を目指す必要がある。
  - ・ 都市計画マスタープラン（策定中）並びに立地適正化計画に沿った計画的なまちづくりを推進し、災害に直接関係してくる土地利用・道路・公園等について計画的な方針のもと、効果的な整備を進めていく必要がある。
- **子どもの安全対策【子ども未来課】**
  - ・ 教育・保育施設に入園している児童が、日常的に集団で移動する経路を定期的に点検し、危険個所において適切な安全対策を図る必要がある。

**【評価指標】**

- ・ 公共施設等の老朽化率：57.1%（H29）【企画経営課】
- ・ 町内の空き家件数：433戸（H28）【企画経営課】
- ・ 建築物応急危険度判定士の数：4人（R1）【都市計画課】

**7-3 有害物質の大規模拡散・流出****【評価の視点】**

- 倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響の防止対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制の構築が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 環境保全対策【防災安全課】
- ・ 災害発生に伴う工業団地等に所在する事業所等の倒壊建屋などからの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策（平素からの監視体制の強化及び指導体制の充実等）、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制を構築する必要がある。

**7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大****【評価の視点】**

- 国土保全、水資源の涵養等の機能維持を図るため、農地・平地林や農業用水利施設等の適切な保全管理の促進が必要

**【脆弱性評価結果】**

- 農地・農業用水利施設等の適切な保全管理【農業政策課】
- ・ 農地が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の農地・農業用水利施設等の共同活動や長寿命化の活動に対し支援を推進する必要がある。
- 平地林の適切な保全【農業政策課】
- ・ 平地林が有する水資源の涵養、自然環境の保全、山地災害の防止、快適環境の形成等の多面的機能の発揮を図るため、適切な森林資源の維持管理を促進する必要がある。
- 家畜の防疫対策【農業政策課】
- ・ 家畜感染症が発生した場合には、迅速かつ的確な予防措置で蔓延防止及び早期終息を促すために関係機関との緊密な連携を図る必要がある。

**【評価指標】**

- ・ 林野面積：230ha（H27）【農業政策課】
- ・ 農地面積：2,240ha（H29）【農業政策課】

**7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響****【評価の視点】**

- 発信すべき情報や情報発信経路の事前シミュレーションが必要

**【脆弱性評価結果】**

- 国や県等と連携した農水産物の風評被害を防止するための体制整備【農業政策課】
- ・ 災害により農畜産物に対する風評被害を防止するため、正確な情報を発信できるよう関係機関と連携した話しよくのための体制整備を迅速に行う必要がある。
- 広報や情報発信のあり方についての事前検討の実施【防災安全課・秘書広聴課】
- ・ 災害発生時において、正しい情報を適時・適切に発信するため、状況に応じて発信すべき情報内容・発信手段・経路をシミュレーションしておく必要がある。この際、避難行動要支援者及び外国人に対する広報や情報発信手段について早急に具体化する必要がある。

## 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制整備や、一時仮置き場の確保が必要</li> </ul>
<p>【脆弱性評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物処理体制の整備【防災安全課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、運搬車両の確保などの体制整備や、環境保全に支障のない一時仮置き場の確保を図る必要がある。</li> <li>・ さしま環境管理事務組合は、災害廃棄物等を処理する重要な施設であり、広域（境町・古河市・坂東市・五霞町）の2市2町で運営していることから、施設の整齊円滑な運営と適切な維持管理を行うため、各市町の連携強化による各種の取組推進が必要である。特に、利根川の氾濫等が発生した場合は、現在の処理施設が浸水地域内のあることから長期間にわたり災害廃棄物の処理が停滞することが予想されるため、浸水想定地域外への移転や進入進出経路の水害対策についての取組を推進する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理応援協定の締結数：なし（R1）【防災安全課】</li> </ul>
8-2 復興を支える人材等の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体間の人的支援や受援の環境整備が必要</li> <li>● 災害ボランティアの活動体制や受入等の環境整備が必要</li> </ul>
<p>【脆弱性評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体間の相互応援体制の整備【防災安全課・総務課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災市区町村職員確保システムやいばらき災害対応支援チームの派遣に対応する広域相互応援体制又は受援体制の整備や防災関係機関との連携を図る必要がある。</li> </ul> </li> <li>● 復旧・復興を担う人材の確保【防災安全課・社会福祉課・総務課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業における人材不足（高齢化の進行等）により、将来的な担い手不足や技能継承の阻害が懸念されることから、県や関係機関等と連携して、建設業を担う技能労働者（若年労働者と技術者）等の確保を図る必要がある。</li> <li>・ 災害ボランティアが円滑に活動できるよう NPO 団体とのネットワーク作りやボランティアセンターとなる施設等の体制整備、ボランティアの資質向上のための研修・訓練等を行う社会福協議会の活動等を引き続き支援する必要がある。</li> <li>・ 事前に分野別人材確保プランを立て、計画的復旧を図ることが求められる。</li> <li>・ ボランティア等を、効率的に手配するため、災害経験自治体等からの研修・講演などの機会もえることで、災害復旧への理解を高めることが必要である。</li> <li>・ 中学・高校生などの未成年者に対して、支え合う社会の重要性、災害への備えや社会貢献の重要性などを学び、体験する機会を提供すること必要である。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受援計画の策定有無：事業継続計画（BCP）に「受援体制の確保」について規定（R1）【防災安全課・総務課】</li> <li>・ 自治体間相互応援協定の締結数：12 件（県内 43 市町村、県外 3 市）（R1）【防災安全課・総務課】</li> </ul>

8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹インフラの損壊対策の推進が必要</li> </ul>
<p>【脆弱性評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的な治水対策【建設課・上下水道課・防災安全課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川管理者等と連携して、外水のみならず内水氾濫に対しても、市街化区域及び染谷川周辺の雨水幹線管渠や排水施設の改良等を計画的に整備して雨水処理機能の向上を図るとともに、事業内容及び区域の見直し等の各種対策を促進する必要がある。</li> <li>・ 防災・減災対策を推進するとともに、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。</li> <li>・ 準用河川染谷川は、現在暫定計画規模 <math>W=1/3</math> を目標として、平成 3（1991）年度より河道拡幅等の河川改修工事を実施中である。近年発生している浸水被害の状況等を総合的に捉え、より効果のある段階的改修をする必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害ハザードマップの策定状況：策定済（R1）【防災安全課】</li> <li>・ 河川改修率：47.1%（R1）【建設課】</li> </ul>

8-4 地域の貴重な文化財等の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会や自主防犯パトロール隊の育成、消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要</li> <li>● 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発</li> </ul>
<p>【脆弱性評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災意識の高揚、防災教育の実施【防災安全課・生涯学習課・総務課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動・訓練等に積極的に参加するよう、ハザードマップの普及・活用及び各種出前講座等の実施により、防災意識の高揚を図る必要がある。</li> <li>・ 児童・生徒及び教職員、防災上重要な要配慮者施設（病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等）の管理者及び職員に対する防災教育を実施し、当該施設管理者による「水害避難確保計画」の策定促進を図るなど、有識者の活用、国・県及び関係機関等との連携強化を図る必要がある。</li> </ul> </li> <li>● 地域防災力の向上【防災安全課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防活動の知識及び技術の伝承不足は消防力の低下につながるため、効果的かつ効率的な伝達研修及び訓練体制を整備する必要がある。</li> <li>・ 災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災会の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得等を通じて、地域防災力を向上させる必要がある。</li> <li>・ 消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団内、常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の活動カバー率：86%（47 行政区／55 行政区）（R1）【防災安全課】</li> <li>・ 消防団員数の充足率：99.4%（R1）【防災安全課】</li> </ul>

8-5 地域交通ネットワークの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹インフラの広域的な損壊を想定した対策が必要</li> </ul>
<p>【脆弱性評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹インフラの復旧・復興対策【建設課・上下水道課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋設管等、各種占用物件のデータベース化による情報共有の推進が必要である。</li> <li>・ 占用主体における業務継続計画（BCP）の策定及び関係機関の連携支援が必要である。</li> <li>・ 南海トラフ巨大地震、首都直下地震の発生や、地球温暖化に伴う気候変動の影響などから今後ますます</li> </ul> </li> </ul>

す水災害の頻繁化、甚大化が強く懸念されるため、計画的な施設の整備とともに災害に対する迅速な復旧対応の強化を図ることが必要である。

- ・ 道路施設においては、損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行車両や第三者への被害を防止するため、効率的な維持管理に必要な定期点検を行い、長寿命化修繕計画を策定し更新を実施する必要がある。
- 広域交通ネットワークの強化【企画経営課・都市計画課】
- ・ 長期末着手となっている都市計画道路について、市街地幹線道路や一般幹線道路からその他の幹線道路に移行、市街地については地域コミュニティに則した道路となるよう見直しを行う必要がある。

## 9. 脆弱性評価と今後に向けた視点

### (1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など、国土強靱化に資する取組みについては、既に実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から未だ不十分な状況にある。本計画に掲げる基本目標を達成し、強靱な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要がある。

### (2) 関係機関等との連携

国土強靱化に資する取組みにおいて、施策の実施主体は町だけでなく、国や県民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要がある。

## 第5章 本町における国土強靱化の推進方針と見直し

### 1. 施策分野の推進方針

前章の脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な7つの施策分野（第3章）において、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めた。なお、施策分野の推進方針に基づき実施される具体的な取組み・事業については、別冊を参照されたい。

#### （1）行政機能／防災・消防等

①防災拠点機能の確保（リスクシナリオ 1-1、3-3、7-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点となる役場庁舎や避難施設等の公共施設について、耐震化・老朽化・設備等の転倒防止対策を着実に進める。</li> <li>防災拠点としての電源確保のため、無停電電源装置、非常用発電機等の整備や必要な燃料確保を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
社会体育施設点検 体育館 文化村公民館 武道館	未実施 (R1)	完了 (R3) 改修完了 (R5)	生涯学習課
防災拠点となる公共施設等の耐震化率	91.3% (21箇所／23箇所) (R1)	100% (R5)	防災安全課 学校教育課 生涯学習課 総務課

②業務継続体制の整備・人材育成（リスクシナリオ 3-3）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続マネジメント（BCP）を確立し、地域防災計画の改正、組織改編等に応じて業務継続計画（BCP）の見直しを図る。</li> <li>町職員の災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害対応を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、災害対応マニュアル等による防災教育の徹底を図る。</li> </ul>			

③情報の収集・伝達体制の確保（リスクシナリオ 1-4、4-1、7-5）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時において、国、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するための体制整備を図る。</li> <li>地域の実情や災害種別に応じた災害情報の伝達手段・通信設備を充実・強化を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
全国瞬時警報システム（J-ALERT） 操作要員	2名以上の育成 (R1)	2名以上の育成を 継続（R6）	防災安全課
災害情報共有システム（L-ALERT） 操作要員	2名以上の育成 (R1)	2名以上の育成を 継続（R6）	防災安全課

④帰宅困難者対策（リスクシナリオ 2-3）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時における帰宅困難者発生に備えた対策を推進する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
民間事業者等との 防災協定締結数	24件（R1）	30件（R6）	防災安全課

⑤物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備（リスクシナリオ 2-1、5-4）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生直後における被災者の生活の安心・安全を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄を計画的に推進する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
個人備蓄	-	3日分（R6）	防災安全課
公的備蓄	各小学校及び水害 避難タワーに主食 約3,000食、飲料水 約2,000本	21,000食（年度予 算の状況を考慮し 段階的に備蓄）	防災安全課
民間事業者等との 防災協定締結数	24件（R1）	30件（R6）	防災安全課

⑥防災訓練の充実・強化（リスクシナリオ 1-4、3-3）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本町で起こりうる災害及び被害を想定し、総合防災訓練等を継続して実施する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
総合防災訓練の実 施回数	年 1 回 (R1)	年 1 回 (R6)	防災安全課

⑦地域防災力の向上（リスクシナリオ 1-2、2-2、3-1、7-1）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時においては、本町単独の消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図る。</li> <li>災害発生時に、地域で迅速に対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災会の育成や消防団の充実・強化を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
消防団充足率	99.4% (R1)	100% (R6)	防災安全課

⑧広域応援体制の整備（リスクシナリオ 2-2、3-3、8-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本町の対応能力を超える大規模災害に備え、消防及び自治体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制の整備を図る。</li> <li>国や他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けるため、受援体制の整備を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
自治体間相互応援 協定の締結数	12 件 (県内 43 市町 村、県外 3 市) (R1)	利根川の氾濫等を 考慮し、広域避難の 受け入れ先となり うる自治体等との 災害協定を締結	防災安全課
受援計画の策定有無	事業継続計画 (BCP) に「受援体 制の確保」について 規定	事業継続計画 (BCP) の「受援体 制の確保」を拡張 し、地域防災計画見 直しに併せて吻合 (R3)	防災安全課 総務課

⑨避難所の整備（リスクシナリオ 2-6）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所に係る現状把握を的確に行い、必要な整備を推進する。</li> <li>・ 災害発生時に円滑な応急活動や避難・救護活動を実施する自主防災体制の構築を図り、避難所を自主運営できる体制作りを推進する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
避難所運営マニュアルの整備	未策定 (R1)	策定 (R6)	健康推進室 社会福祉課 介護福祉課 防災安全課

## （２）住宅・都市・住環境

①住宅・建築物等の防火性向上・耐震化（リスクシナリオ 1-1）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅用火災警報器設置率向上を目指すとともに、電池切れ等の維持管理や住宅用消火器の設置について、広報活動を通じて防火性の向上を図る。</li> <li>・ 住宅・建築物等の耐震診断及び改修等への補助に加え、避難路沿道等の倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全確保に関する取組に対する支援など耐震対策を図る。</li> <li>・ 建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、市街地内の老朽木造住宅や狭あい道路等の整備・改善を推進する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
木造住宅耐震診断件数（年間）	3 件 (R1)	6 件 (R6)	都市計画課
ブロック塀等安全点検	未実施 (R1)	実施 (R6)	都市計画課
住宅用火災警報器の普及状況	72% (R1)	82.5% (R6)	防災安全課

②老朽危険空き家等対策（リスクシナリオ 1-1、7-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の倒壊等被害防止のため、町内の老朽危険空き家等の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を図る。</li> <li>・ 空き家等を放置することなく、その活用可能性についても検討していくことが重要と考え、空き家バンクや住宅リフォーム助成制度の拡充を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
町内の空き家件数	433 件 (H28)	400 件 (R6)	企画経営課

③町営住宅等の維持管理（リスクシナリオ 1-1）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「境町公共施設等総合管理計画」に基づく町営住宅等の維持・管理・改善を実施し、地震に対して安全で快適な居住環境を確保する。</li> <li>・ 災害時の二次被害を防止する観点から、町営住宅の防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
公共施設等の老朽化率	57.1% (H29)	50.0% (R6)	企画経営課

④都市計画制度の運用（リスクシナリオ 1-2、7-1、7-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画マスタープラン（策定中）並びに立地適正化計画に沿った計画的なまちづくりを推進し、災害に直接関係してくる土地利用・道路・公園・上下水道・下線等について計画的な方針のもと、効果的な整備を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
都市計画マスタープランの見直し	改定中 (R1)	見直し (R6)	都市計画課
立地適正化計画の策定	策定中 (R1)	見直し (R6)	都市計画課
都市計画道路の見直し	未実施 (R1)	実施 (R6)	都市計画課
区域指定の見直し	未実施 (R1)	実施 (R6)	都市計画課

⑤上水道施設の整備（リスクシナリオ 2-1、6-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した水道施設の更新計画を策定し、配水管路の耐震化や浄水施設の更新、境浄水場及び取水場の浸水対策等を推進する。</li> <li>災害時の拠点医療施設、災害対策本部等の拠点施設への配水管を重要度の高い管路として、増径及び耐震性の向上を図る必要がある。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
経営戦略の策定	未策定 (R1)	策定 (R2)	上下水道課
水道施設更新計画の策定	未策定 (R1)	策定 (R6)	上下水道課

⑥下水道施設の整備（リスクシナリオ 2-5、6-3）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の災害対応体制の構築を図りながら、施設管路等の耐震化や長寿命化対策を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
ストックマネジメント計画の策定	未策定 (R1)	策定 (R6)	上下水道課
最適整備構想の策定	未策定 (R1)	策定 (R2)	上下水道課

⑦都市公園等の整備（リスクシナリオ 1-2、7-1）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難場所及び広域的な防災の拠点とするため、都市公園等の整備を推進する。</li> <li>公園内建築物については、施設の耐震化や長寿命化を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
町民1人当たりの都市公園の敷地面積	0.26 m <sup>2</sup> (R1)	10 m <sup>2</sup> (R6)	都市計画課
都市公園の長寿命化計画	未策定 (R1)	策定 (R6)	都市計画課
公園等遊具の維持・修繕	別冊に掲載		都市計画課
都市公園等の整備	別冊に掲載		都市計画課 防災安全課

⑧市街地の整備（リスクシナリオ 1-2、7-1、7-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に対する被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動の実施に向けた避難路や避難場所の確保等、災害に強い市街地を目指した基盤整備や都市機能の更新を推進する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
防災子ども安全まちづくり事業	施工中 (R1)	完了 (R4)	建設課
市街地地区道路整備事業	施工中 (R1)	完了 (R5)	建設課

⑨土地区画整理の推進（リスクシナリオ 5-3、6-4、7-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に有効な一定の道路公園等が確保できる土地区画整理事業地について、早期に事業を完了させるため、効果的な事業の運営を図る。</li> <li>現在進めている土地区画整理事業については、早期完了を目指す。</li> </ul>			

⑩土地利用の推進（リスクシナリオ 1-1、6-4、7-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能の維持のための土地利用を推進する。</li> <li>低未利用地の有効活用とともに、生活環境の改善を図り、狭あいな道路の拡幅や面的整備の検討など都市基盤の整備を図る。</li> </ul>			

### （3）保健医療・福祉

①医療関係機関との連携強化（リスクシナリオ 2-4）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の人命救助を迅速に実施するため、DMAT 及び医師会等の医療関係者と平素から訓練等通じて、連携の維持・強化を図る。</li> <li>医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県、日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
地域の医療関係機関との応援協定の締結数	2 件（茨城西南歯科医師会及び猿島郡医師会）(R1)	3 件 (R6)	防災安全課

②救急医療体制の充実（リスクシナリオ 2-2）

- ・ 医師会等の医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進する。
- ・ 緊急医療体制の強化のため、保健所など関係機関との連絡体制の整備を進める。

③拠点となる病院におけるライフライン等の確保（リスクシナリオ 2-4）

- ・ 医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備を図る。
- ・ 地域の拠点病院等に対する事業継続計画（BCP）策定を支援する等、病院の機能維持のための取組促進を図る必要がある。

④感染症等予防対策の推進（リスクシナリオ 2-5、6-3）

- ・ 避難場所等での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から感染症等予防対策の取組みを推進する。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
予防接種ワクチンの接種率（麻しん・風しん 1 期、2 期）	1 期 86% (H27) 2 期 93% (H27)	各 95% (R6)	社会福祉課 健康推進室

⑤地域医療の推進（リスクシナリオ 2-6）

- ・ 災害等においても、安定的に医療サービスが受けられるために、かかりつけ医制度を推進する。
- ・ 予防接種や健康診査、特定健診、がん検診の重要性を周知し、平常時から健康管理の徹底を図る。

⑥避難行動要支援者の安全対策の推進（リスクシナリオ 1-3、2-2、7-5、8-4）

- ・ 災害時要支援者に対する災害時の情報伝達や避難行動等のあり方について、平常時から検討を進め、ガイドライン・マニュアルの整備及び周知徹底を図る。
- ・ 平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者等に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
「災害時時要配慮者対応マニュアル（仮称）」の整備	未策定 (R1)	策定 (R6)	社会福祉課

#### (4) 産業・農業・エネルギー

①本社機能等の移転促進（リスクシナリオ 5-1）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都直下型地震など、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を推進する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
境古河 IC 周辺地区 への誘致企業	1 社 (R1)	4 社 (R6)	企業立地推進室

②商業・観光業の安全対策の推進（リスクシナリオ 5-1、5-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害等に備え、イベント等での来場者の避難経路確保と、速やかな避難誘導体制の整備を図る。</li> <li>・ 災害時において各事業所の重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。</li> <li>・ 防災体制の整備や防災訓練・地域の防災活動への協力体制の整備を図る。</li> </ul>			

③農業生産基盤、農道等の災害対応力の強化（リスクシナリオ 5-4、6-3、7-4）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設などの生産基盤等の老朽化対策や耐震化、管理体制の強化を促進する。</li> <li>・ 災害発生時における避難路を確保するため、農道の把握及び必要な整備を図る。</li> </ul>			

④ライフラインの災害対応力強化（リスクシナリオ 2-4、3-2、4-1、5-2、6-1、6-2）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時のライフラインの損傷は、発生時の住民等の生活に大きな影響を及ぼすことから、その機能を維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害に対する対応力の強化を図る。</li> </ul>			

⑤自立分散型エネルギーの導入促進（リスクシナリオ 5-2、6-1）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用促進し、エネルギーの自立分散化を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
自立分散型エネルギー活用発電器材 保有数	水素自動車 2 台 電気自動車 3 台 トリプルハイブリッド <sup>*</sup> 1 台 (R1)	10 台 (R6)	企画経営課 防災安全課

### (5) 情報通信・交通・物流

①道路の防災・減災対策（リスクシナリオ 2-1、5-3、6-4）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
長寿命化修繕事業	計画策定中 (R1)	施工中 (R6)	建設課
道路改良率	39.8% (H30)	45% (R6)	建設課

②道路ネットワークの構築（リスクシナリオ 2-1、5-3、6-4、8-5）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路や避難のための道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進する。</li> <li>より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係機関等で連携・協議を行い、随時指定路線の見直し等を行う。</li> </ul>				
重要業績評価指標 (KPI)	全体事業費	現状値	目標値	担当課
交通安全施設整備事業	318 百万円(1-3 号線) 100 百万円(1-10 号線)	施工中 (R1)	完成予定 (R9)	建設課
道路改築事業 (1-1 号線)	218 百万円	施工中 (R1)	完了 (R5)	建設課
その他道路整備事業		別冊に掲載		建設課

③交通結節点への連携強化（リスクシナリオ 5-3、6-4）
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路について、市街地幹線道路や一般幹線道路からその他の幹線道路に移行、市街地については地域コミュニティに則した道路となるよう見直しを行う。</li> </ul>

④町民等への災害情報の伝達（リスクシナリオ 1-3、1-4、4-1）
<ul style="list-style-type: none"> <li>町民等への情報伝達手段として、防災情報メール配信をはじめ、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、ICT 等を利活用した迅速かつ正確な災害情報の伝達を図る。</li> </ul>

⑤緊急輸送体制の整備（リスクシナリオ 2-1、5-3、6-4）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制の整備を図る。</li> <li>・ トラック協会との災害協定を活用するほか、使用可能な固有の緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理徹底を図る。</li> <li>・ プッシュ型支援の受入れに対応するため、物資の仕分け、保管、在庫管理及び端末地輸送が一元的に実施できる物流拠点の整備を推進する。</li> </ul>

**（6）国土保全**

①総合的な治水対策（リスクシナリオ 1-3、8-3）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川管理者等と連携して、外水のみならず内水氾濫に対しても、市街化区域及び染谷川周辺の雨水幹線管渠や排水施設の改良等を計画的に整備して雨水処理機能の向上を図るとともに、事業内容及び区域の見直し等の各種対策を促進する。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
市街地雨水管渠の整備	327m (R1)	665m (R2)	上下水道課
調整池等の整備	0箇所 (R1)	1箇所 (R4)	上下水道課
冠水対策整備事業	未実施 (R1)	完了 (R4)	建設課
染谷川改修事業	施工中 (R1)	施工中 (R6)	建設課
緊急浚渫推進事業	未実施 (R1)	完了 (R5)	建設課
河川改修率	47.1% (R1)	88% (R6)	建設課
染谷川排水機場機能診断	未実施 (R1)	実施 (R6)	建設課

②災害廃棄物処理体制の整備（リスクシナリオ 8-1）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時には災害廃棄物が大量に発生することから、災害廃棄物の仮置場の選定や処理体制の整備を図る。</li> </ul>			
重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
災害廃棄物処理応援協定の締結数	なし (R1)	1件 (R6)	防災安全課

③環境保全対策の推進（リスクシナリオ 7-3）

- ・ 災害発生に伴う工業団地等に所在する事業所等の倒壊建屋などからの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策（平素からの監視体制の強化及び指導体制の充実等）、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制の構築を図る。

（7）地域防災

①地域防災力の向上（リスクシナリオ 1-2、2-2、3-1、7-1）（再掲）

- ・ 大規模災害発生時においては、本町単独の消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図る。
- ・ 災害発生時に、地域で迅速に対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災会の育成や消防団の充実・強化を図る。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
消防団充足率	99.4% (R1)	100% (R6)	防災安全課

②防火・防災意識の高揚、教育の実施（リスクシナリオ 1-2、1-4、3-3、8-4）

- ・ 町民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動・訓練等に積極的に参加するよう、各種出前講座等の実施により、防火・防災意識の高揚を図る。

③防犯体制の充実強化（リスクシナリオ 3-1）

- ・ 災害時を狙った夜間の犯罪や事故の未然防止を図るため、防犯カメラや防犯灯の整備を推進する。
- ・ 「境町安心で安全なまちづくり条例」に基づき、町民、行政、事業者及び土地所有者が一体となって犯罪や事故の未然防止に努め、関係団体等と連携しながら防犯啓発活動や防犯パトロールに取り組む。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
防犯カメラ、防犯灯の設置状況	防犯カメラ 86 箇所 防犯灯 2,331 箇所 (R2 未予定)	防犯カメラ 200 箇所 防犯灯 2,500 箇所 (R6)	防災安全課

④ボランティア活動体制の強化（リスクシナリオ 1-4、8-2）

- ・ 災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備を図る。

⑤外国人対策の推進（リスクシナリオ 1-4、4-1、7-5）

- ・ 日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、関係機関と連携して、支援体制の整備を図る。
- ・ 災害時における外国人住民支援の必要性について行政職員及び住民に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識の向上を図る。

《リスクシナリオと施策分野の関係①》

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		(1)行政機能/ 防災・消防等	(2)住宅・都 市・住環境	(3)保健医療 ・福祉	(4)産業・農 業・エネルギ-	(5)情報通信・ 交通・物流	(6)国土保全	(7)地域防災
1	死傷者を最小 限にとどめる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	①	①②③⑩					①
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	⑦⑧	④⑦⑧					②
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			⑥		④	①	
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	③⑥				④		②④⑤
2	救助・救急、医 療活動が迅速 に行われると ともに、被災者 等の健康・避難 生活環境を確 保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	⑤	⑤			①②⑤		
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	⑦		⑥②				①
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	④						
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			①③	④			
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		⑥	④				
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生	⑨		⑤				
3	必要不可欠な 行政機能は確 保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	⑦						①③
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発				④			
		3-3	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	①②⑥⑧						②
4	必要不可欠な 情報通信機 能・情報サー ビスは確保する	4-1	通信インフラが麻痺・機能停止し、災害情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	③			④	④		⑤

《リスクシナリオと施策分野の関係②》

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		(1)行政機能／ 防災・消防等	(2)住宅・都 市・住環境	(3)保健医療 ・福祉	(4)産業・農 業・インフ ラ	(5)情報通信・ 交通・物流	(6)国土保全	(7)地域防災	
5	経済活動の早期復旧を図る	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞				①②				
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響				②④⑤				
		5-3	地域交通ネットワークの長期停止		⑨			①②③⑤			
		5-4	食料等の安定供給の停滞	⑤			③				
6	ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	町民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止		⑤		④⑤				
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止				④				
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		⑥	④	③				
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態		⑨⑩			①②③⑤			
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	⑦	④⑦⑧					①	
		7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	①	②④⑧⑨⑩						
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出						③		
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大				③				
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	③		⑥					⑤
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						②		
		8-2	復興を支える人材等の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	⑧							④
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態						①		
		8-4	地域の貴重な文化財等の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			⑥					②
		8-5	地域交通ネットワークの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態					②			

## 2. 他計画の見直し

本計画を基本として、国土強靱化に係る本町の他計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

## 3. 施策の推進と重点化

### (1) 施策の進捗管理と PDCA サイクル

本計画に位置付けられた施策や取組みは、本町の国土強靱化に関するものであり、「第6次境町総合計画」や「地域防災計画」との整合性を保つとともに、各分野別計画等と連携し、計画的かつ着実に取組みを推進していく。

また、本計画の進行管理は、毎年度 PDCA サイクルにより、指標や各取組みの進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図ることとする。

### (2) 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点的に取組みを推進する必要がある。そこで、人命保護を最優先とし、国の基本計画及び県計画と連携を図り、施策の重点化要素を踏まえ、32 のリスクシナリオの中から 9 を重点化項目として設定することとする。

#### 《施策の重点化の視点》

重点化の視点	概要
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
緊急度	施策に緊急性が大きいのか。
対費用効果	少ない経費での実施が可能であるか。

### 《重点シナリオ一覧》

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	死傷者を最小限にとどめる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
5	経済活動の早期復旧を図る	5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

#### （３）重点化施策推進にあたっての留意点

重点化施策は、部局等横断的な施策群であり、いずれもひとつの担当部局の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する所管課等において推進体制を構築し、データや取組み内容を共有するなど施策の連携を図るものとする。また、PDCA サイクルの実践を通じて、限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら施策を推進し、本計画の目標の実現に向けて実行性・効率性が確保できるよう十分に留意する。